

第3期鈴鹿市地域福祉計画

「すべての人がつながり、支えあう、
安心して暮らせるまち」の実現



令和6年4月
鈴 鹿 市

はじめに

本市では、平成28年3月に第2期鈴鹿市地域福祉計画を策定し「一人ひとりが元気なまちをみんなでつくる・一人ひとりのしあわせな暮らしをみんなで支える」を基本理念に、市民の皆様が「できること・したいこと」で担い手となり、お互い様の気持ちをもって地域福祉に取り組めるよう様々な施策を推進してまいりました。



そのような中、令和に入り新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長引く原油価格、物価の高騰など、社会全体が多大なる影響を受けています。特に、コロナ禍で、私たちの日常生活や、社会的・経済的活動が長期間、制約を受けたことにより、地域における人と人とのつながりが、さらに希薄化する状況となっています。

また、近年はひきこもりや8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、多様化・複雑化した新たな地域福祉の課題も顕在化しており、個別の福祉サービスの枠組みだけでは対応が困難になっています。

このような状況において、第2期計画の計画期間が令和5年度で終了するため、今後も引き続き地域福祉を取り巻く社会環境の変化に的確に対応していけるよう「すべての人がつながり、支えあう、安心して暮らせるまち」を基本理念に「第3期鈴鹿市地域福祉計画」を策定いたしました。

この第3期の計画では、制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という関係を超えて、多様な主体がつながり「市民の皆様お一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会」の実現を目指してまいります。

本計画の推進により、多くの市民の皆様が地域福祉の活動に参画し、互いに支え合い、必要な方に必要な支援が重層的に提供できる包括的な支援体制を構築することで、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる環境を整えてまいりますので御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定に御尽力を賜りました第3期鈴鹿市地域福祉計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じ、多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様、関係団体の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年4月

鈴鹿市長 末松 則子

目次

I 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の策定方法	4
5 計画の期間.....	5
6 計画の推進方法	6
7 第2期計画の策定後に成立・施行された地域福祉に関する主な法律等	7
II 鈴鹿市の地域福祉を進める上での課題	10
1 第2期鈴鹿市地域福祉計画からみた課題	10
2 アンケート調査からみた課題	12
3 本計画で取り組む主な課題	16
III 地域福祉計画の考え方	19
1 基本理念	19
2 基本目標.....	20
3 取組の柱.....	22
4 計画の体系.....	23
5 多彩な主体の役割分担の考え方	24
6 各エリアでの取組と連携の考え方.....	25
IV 地域福祉の推進目標	26
基本目標1 誰もが役割を持ち孤立しない仕組みづくり	26
基本目標2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり	30
基本目標3 多様な主体が参加する官民協働の仕組みづくり	34

V 先導的に取り組むこと	38
1 重層的支援体制の整備	38
2 権利擁護事業の推進	40
3 再犯防止施策の推進	41
VI 再犯防止施策の推進(鈴鹿市再犯防止推進計画)	42
1 計画の策定に当たって	42
2 計画の基本的な考え方等	43
3 取組の推進(重点課題)	44
資料	47
計画の策定経過	47
計画の策定体制	48
アンケート調査の結果	50

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

本市では、2005(平成17)年に「鈴鹿市地域福祉計画(みんなでつくる幸せプラン)」を策定し、地域社会を構成する様々な主体が力を合わせ、幸せな地域社会づくりを目指した取組を進めてきました。

その後、2016(平成28)年3月には、「第2期鈴鹿市地域福祉計画」を策定し、第1期の計画に掲げた取組を更に進め、誰もが「地域」とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるような社会を目指してまいりました。第2期計画においては、2018(平成30)年4月に施行された改正社会福祉法(昭和26年法律第45号)の趣旨も踏まえ、様々な生活課題を抱える地域住民を地域全体で支える「地域共生社会」の実現を目指しています。そのため、支援が必要なときには受け手となり、各々ができることで担い手ともなって、市民・団体・事業者・行政などが協働による取組を進めていくために、「一人ひとりが“元気なまち”をみんなでつくる。一人ひとりの“しあわせな暮らし”をみんなで支える」を基本理念として、取組を推進してきました。

こうした中、「第2期鈴鹿市地域福祉計画」の計画期間が2023(令和5)年度に最終年度を迎えることから、これまでの取組を継続し更に発展させていけるよう、引き続き、地域住民、関係機関、行政等が協働して地域福祉活動に取り組むため、2024(令和6)年度を初年度とする第3期鈴鹿市地域福祉計画(以下「本計画」という。)を策定します。

【地域福祉とは】

地域福祉とは、誰もが自身が望む地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせて共に生き、共に支え合い、共に生活を楽しむ地域をつくりあげていくことです。

地域福祉の考えは、その地域に暮らす・働く・関わりがある人、団体、企業、学校など、地域に関わる全ての人々が主役です。

本市では、それぞれの地域の状況に対応するよう地域福祉をさらに発展させるために、全ての人々が主体的に「できること・したいこと」を考え、目指すべき地域の目標を共有しながら、それぞれの役割を分担・協力して取組を進めるために、地域福祉計画を推進していきます。

2 計画策定の背景

(地域共生社会の実現を目指して)

2017(平成29)2月に、国は「地域共生社会」の実現を目指した改革を進めていく方針を掲げ、同年6月に社会福祉法の一部改正を行っています。

地域共生社会とは、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指そうというものです。

本市においても、少子高齢化は急速に加速しており、加えて高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯、あるいは共働き世帯等の増加などにより家族構成も大きく変化し、地域社会の構造も変化しつつあります。

このため、行政による取組の拡充に加えて、地域における高齢者等の見守りや子育て支援といった取組もこれまで以上に求められています。

更に、地域社会における人間関係の希薄化等により、家庭及び地域での相互扶助力が低下している一方で、人口減少により地域での担い手不足も大きな問題となっています。

地域福祉の推進や福祉的課題の解決に向け、個別の福祉分野においても、これまで築き上げてきた多様なネットワークを生かして、総合的な相談支援体制を整備し取り組んできました。しかし、近年は、「ひきこもり」や「ダブルケア」、「8050問題」、「(ヤング)ケアラー」などの複雑化・複合化した課題が顕在化しつつあり、高齢者・障がい者・生活困窮者・子どもといった属性に基づく個別分野の取組だけでは、課題解決に向けた十分な支援につながらない実態があることも指摘されています。

特に、コロナ禍が長期化し、地域活動やイベント等の開催制限による人と人とのつながりの更なる希薄化・孤立の深まり等も懸念されていることから、地域における社会的なつながりを今一度構築するために、地域福祉活動を活発化させることが必要となっています。

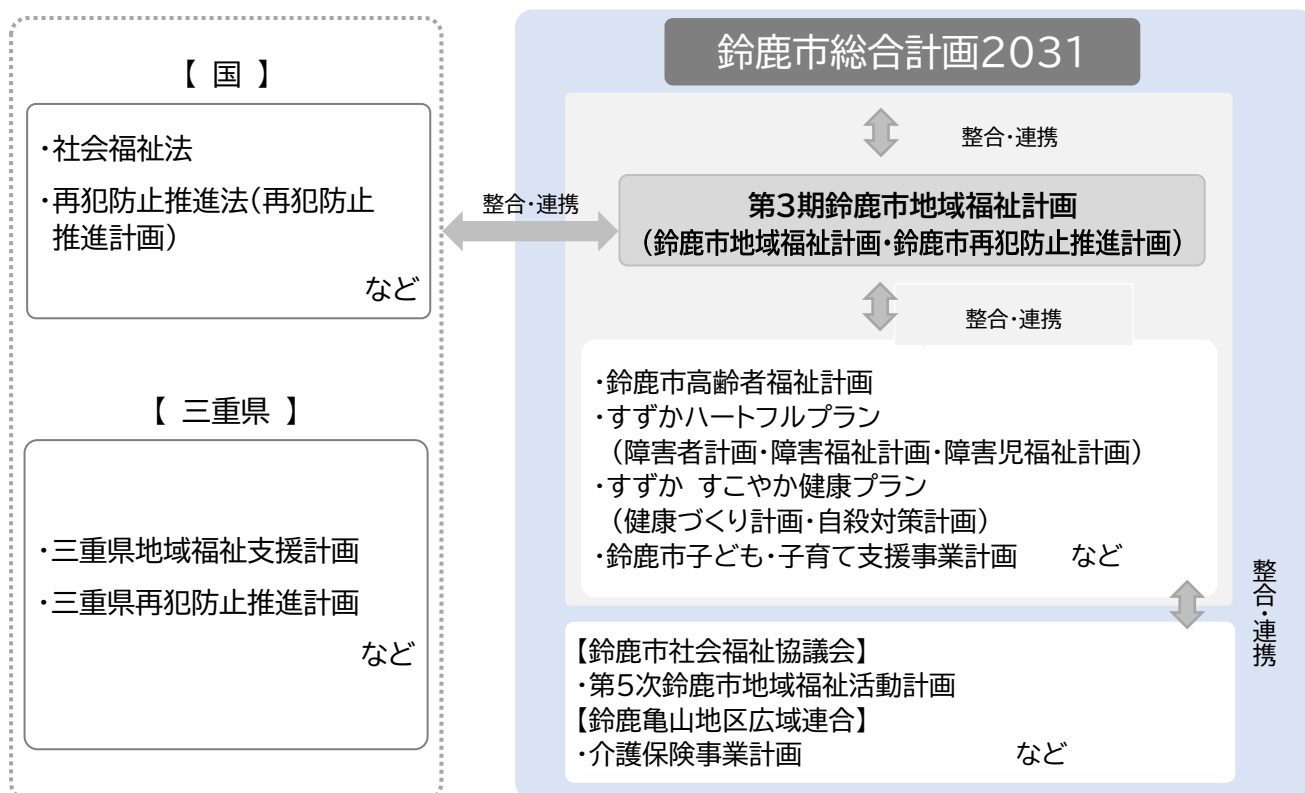
このような背景を踏まえ、引き続き、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる幸せな地域社会を目指し、本計画を策定し、地域社会を構成する多様な主体が力を合わせながら取組を推進します。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法(第107条)に基づく「市町村地域福祉計画」と、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定した計画で、市民生活に広く関わる地域福祉に係る様々な課題に対する取組を効果的に進める指針となる計画で、鈴鹿市社会福祉協議会が策定する「第5次鈴鹿市地域福祉活動計画」と連携し、策定するものです。

また、国や県の計画等も踏まえ、最上位計画である「鈴鹿市総合計画2031」との整合を図りつつ、地域福祉分野を推進する基本計画として、高齢者や障がい者、子どもなどの個別の福祉分野に関する計画における施策を推進する上で、共通する理念と基本的方向などを定める上位計画です。

なお、2016(平成28)年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)においては、地方公共団体において再犯防止推進計画を定めるよう努めるものとされており、本計画には、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画として、具体的な施策も位置づけています。



社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の策定方法

市民公募委員を含む「鈴鹿市地域福祉計画審議会」と庁内関係課等による「鈴鹿市地域福祉計画推進部会」を設置し、検討を進めました。

また、市民や団体、中学生へのアンケート調査やヒアリングなどを実施し、市民の意見やニーズを広く反映させたほか、策定プロセスにおいては、市民の関心と理解を広げるための情報発信などにも取り組み、幅広い市民参画の下で、計画づくりを行っています。

更に、鈴鹿市社会福祉協議会が策定する「第5次鈴鹿市地域福祉活動計画」と共通する事項については、互いの計画に反映し整合が図られるよう、各々の事務局が情報共有や調整を行うとともに、策定委員会を共同で開催し協議を行うなど、一体的に策定作業を進めました。

5 計画の期間

本計画は、本市のまちづくりのビジョンを示す鈴鹿市総合計画2031との整合性を図るよう、2024(令和6)年度から2031(令和13)年度までの8年間の計画とし、中間年である2027(令和9)年度に見直しを行います。

【地域福祉計画と関連する計画の計画期間】

(年度)

2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)
鈴鹿市総合計画2031 見直し策定							
第3期鈴鹿市地域福祉計画 見直し策定							
第5次鈴鹿市地域福祉活動計画 策定				第6次鈴鹿市地域福祉活動計画 策定			
鈴鹿市再犯防止推進計画 見直し策定							
第10次鈴鹿市高齢者福祉計画 策定			第11次鈴鹿市高齢者福祉計画 策定			第12次	
第9期鈴鹿市介護保険事業計画 策定			第10期鈴鹿市介護保険事業計画 策定			第11期	
第4期鈴鹿市障害者計画 策定						第5期	
第7期鈴鹿市障害福祉計画 策定			第8期鈴鹿市障害福祉計画 策定			第9期	
第3期鈴鹿市障害児福祉計画 策定			第4期鈴鹿市障害児福祉計画 策定			第5期	
第3期鈴鹿市健康づくり計画 見直し策定							
第2期鈴鹿市自殺対策計画 見直し策定							
第3期鈴鹿市国民健康保険データヘルス計画 策定						第4期	
第2期 策定	第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 策定					第4期	

6 計画の推進方法

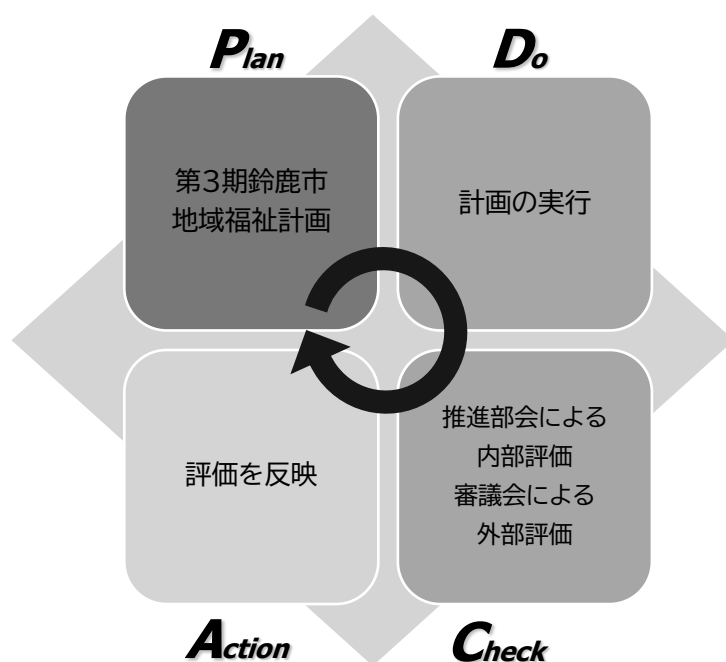
計画の推進に当たっては、市民参加による「鈴鹿市地域福祉計画審議会」により、計画策定の取組との継続性も考慮しながら、「PDCAサイクル」の考え方に基づいて、計画の推進に関する協議、計画に基づく事業等の進捗状況の点検・評価、見直し等に関する検討を行います。

評価に当たっては、総合計画2031の基本施策の成果指標を活用し、客観的な評価を加えます。具体的には、その取組の柱を構成する事務事業が属する総合計画2031の基本施策の成果指標のうち、最も適切と思われる指標を取組の柱ごとに設定します。

内部評価については、「鈴鹿市地域福祉計画推進部会」を設置し、地域福祉に関連する様々な計画や事業と連動させるように調整を図りながら、計画に基づく事業を具体的に推進します。

このほか、年度毎に「鈴鹿市地域福祉計画推進部会」による内部評価結果を基に、「鈴鹿市地域福祉計画審議会」で外部評価を行います。

市民、団体、事業者等の取組については、社会福祉協議会が策定する「鈴鹿市地域福祉活動計画」とも連携して「民」の主体的な取組を促進・支援しながら、「公」と「民」の協働による地域福祉を推進します。



7 第2期計画の策定後に成立・施行された地域福祉に関する主な法律等



(その他地域福祉に関する主な法律改正等の動向)

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)

医療的ケア児(恒常的に、人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引等が必要な児)とその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、保育や教育の拡充等のほか、医療的ケア児支援センターの指定等について定められました。

○こども基本法(令和5年4月1日施行)

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として定められました。

○こども家庭庁設置法(令和5年4月1日施行)

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他こどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務等を推進するため、「こども家庭庁」の設置が定められました。

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年6月16日公布)

認知症の方を含め一人ひとりがその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(=共生社会)の実現を推進するという目的に向け、国と地方が一体となって認知症施策を総合的・計画的に推進することが定められました。※公布後1年を超えない範囲で施行。

○孤独・孤立対策推進法(令和6年4月1日施行)

社会のあらゆる分野における孤独・孤立対策の推進を図るため、市町村は、国や他の自治体と連携を図りつつ、その区域内における当事者等の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することが定められました。

○障害者差別解消法(令和6年4月1日施行)

障がいのある人の社会的なバリアを取り除くため、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと(=合理的配慮の提供)について、令和6年4月1日から、事業者に対して「努力義務」から「義務」とされることが位置付けられました。

○児童福祉法(令和6年4月1日施行)

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが定められました。

Ⅱ 鈴鹿市の地域福祉を進める上での課題

1 第2期鈴鹿市地域福祉計画からみた課題

第2期鈴鹿市地域福祉計画の基本目標に沿った事業等の実施状況を検証し、鈴鹿市地域福祉計画審議会及び鈴鹿市地域福祉計画推進部会からの意見を取りまとめた結果、次のような課題が見えてきました。

【全ての基本目標に共通する課題】

- ・必要な情報を必要な時に取得できるよう情報の系統的な整理に加え、多様な情報を迅速かつ効果的に提供・発信する。また、スマートフォンなどの情報機器の急速な普及に対応できない高齢者や障がい者のために、Web対応への支援が急務となっている。
- ・それぞれの地域において抱える課題は、必ずしも一致するものではないため、個々の住民ニーズの的確な把握が必要となる。また、支援する側の各関係機関の情報共有の希薄化が懸念されるため、より一層サービス間の連携強化に加えて属性を問わずに対応できる相談・支援体制の機能強化が求められている。

【基本目標ごとの課題】

【基本目標1】一人ひとりが“元気なまち”をつくる

- ・小中学生などの若年層に対する地域福祉の浸透や学びの場の確保
- ・担い手不足の状況把握と受け手、担い手の意識が高まる仕組みづくり
- ・医療と介護が連携したネットワークづくり

【基本目標2】一人ひとりの“しあわせな暮らし”を支える

- ・サービス間の連携強化やサービス提供側の役割の整理
- ・複合的な課題を抱える相談に対応できる相談体制づくり
- ・表面化しにくい虐待等に配慮した窓口の拡充
- ・障がい、差別、偏見、LGBTQ等を正しく理解する教育の場

【基本目標3】地域 みんなで“つくる・支える”

- ・誰もが取り残されない地域づくり
- ・他分野の計画との整合をとりながら、適正な進行管理ができる計画づくり
- ・地域参画の場の提供やそのための仕組みづくり
- ・地域福祉の要になる人材の育成や地域の仕組みづくりの支援
- ・新型コロナウイルス感染症による影響で停滞・中止している福祉事業に対する新しい方策の検討
- ・人の優しさを感じることができるユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ・買い物弱者、高齢者への支援や実情に応じた効果的な情報の発信
- ・地域の見守り活動がスムーズにできる体制づくり

2 アンケート調査からみた課題

本計画を策定するに当たり、市民や本市を中心に地域福祉に関する活動を行っている団体、また将来の地域福祉を担っていく中学生に対して、地域福祉に関する意識やニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査全体の結果の概要は、資料編(p.50～88)に記載しています。

(1) 市民アンケートから

ア 地域福祉への関心や参加について

- (ア) 他の年齢層に比べ、将来的に地域福祉の担い手となる若年層の回答率が著しく低い。
- (イ) 地域福祉に関する「社会福祉協議会」や「民生委員・児童委員」については、サービスを利用するなど何らかの関わりを持つ年齢層以外は認知度が低く、「地域福祉計画」や「成年後見制度」については、全体の半数近くの市民に認知されていない。

イ 日常生活の「困りごと」から支援の結びつきへ

- (ア) 多くの市民が日常の生活に関する「困りごと」を抱えているが、それぞれの「困りごと」を家族や親族、友人、知人以外に相談できる場所や相手が存在せず、適切な支援へ結びついていない。

ウ 刑務所や少年院を出た人への支援の役割分担

- (ア) 「保護司」の知名度は一定程度あるが、「聞いたことがない」と回答した市民も3分の1程度存在している。
- (イ) 刑務所や少年院を出た人への支援は、地域住民より行政や関係機関が責任をもって支援すべきと考えている人が多い。

【本計画に反映させるべき課題】

・市民(特に若年層を中心)に向けて、地域福祉活動をいかに我が事と捉え、興味関心を持ってもらえるかを念頭に、周知啓発の在り方を効果的な方法へ見直す必要があります。

・些細な生活上の「困りごと」から複合的な要因が重なった「困りごと」まで、様々な「困りごと」が存在するため、その原因の正確な把握及び適切な相談支援機関等との連携が図られるよう、相談を受ける側への相談・支援体制の強化も必要です。

・特定の支援機関及び行政支援だけでは、刑務所や少年院を出た人への支援には限界があります。地域と一体となって適切な支援が行えるよう、再犯防止の取組に対する理解促進や役割分担の整理、情報の共有・啓発などを進めていく必要があります。

(2) 自治会・団体アンケートから

ア 地域福祉を支える団体が抱える課題について

- (ア) 地域福祉を担う団体の多くは、構成員の高齢化と次世代の担い手の減少により、円滑な団体の運営が困難と感じている。
- (イ) 団体の活動資金を行政からの補助金や構成員からの会費で賄っており、資金調達に苦慮している。

イ 福祉活動を行っていく上での課題について

- (ア) 個々の団体が地域において個別で活動を行っており、その他の団体との連携や情報共有の機会が少ない。団体間での連携を調整する役割を担う存在の必要性が挙げられた。
- (イ) 地域において個別支援を行っているが、相談者の相談内容や支援の状況等によっては専門的な対応が求められる。行政や専門機関への受け渡しが必要だが連携が取れず、処遇に困っているケースが散見された。
- (ウ) 高齢者や子どもの見守り・声かけ、地域での交流やつながりを創造する活動を担う団体などが一定数あるものの、介護や子育てといった専門的な知識を持ち、保健・医療・福祉に関する相談活動等で支援を行える団体が少ない。

【本計画に反映させるべき課題】

・次世代の担い手となる若年層世代と福祉団体などが交流を図れる新たな機会の創出や、先進地のモデル事業の情報提供など、福祉団体の活動に対する支援と連携を進める必要があります。

・福祉団体が各々の活動を通じて把握した地域の様々なニーズや課題について、個々の団体内での情報共有にとどまらず、行政や関係する団体間での幅広い情報共有を行い、適切な支援機関へ情報提供が行えるよう、相互の連携強化と支援体制の整備が求められています。

(3) 中学生アンケートから

ア 若年層がボランティアに参加する機会の提供について

地域におけるお祭りや行事には参加しており、その地域活動をサポートしていきたいとの意見は一定数あった。

また、赤い羽根共同募金の活動や福祉施設の職場体験等、学校教育や地域において福祉活動に触れる機会はあるものの、継続した福祉活動への参加には大きくつながっていない。

イ ヤングケアラーに関する認知度・理解度の向上について

ヤングケアラーという言葉が「聞いたことがない(65%)」と「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない(11%)」を合わせると、75%以上の中学生はヤングケアラーについての知識がない。

このことから、自身がヤングケアラーに該当すると思っていない、又は、ヤングケアラーに該当すると思っても、周囲に相談できていない可能性がある。

【本計画に反映させるべき課題】

・福祉教育における地域での福祉活動への参加については、一定の効果や実績はあると考えられますが、継続した活動への参加を促せるよう、それぞれの地域や福祉団体などと結びつきを強め、魅力的な福祉活動を創出する必要があります。

・潜在的に把握が出来ていない支援が必要な生徒について、多角的な視点で情報を共有し、適切な支援機関が確実にサポートを行えるよう、支援機関間の連携強化が必要と考えます。

3 本計画で取り組む主な課題

「第2期鈴鹿市地域福祉計画」では、社会状況の変化などを踏まえ計画期間の中間期に当たる2019(令和元)年度に見直しを検討しましたが、国が目指す地域共生社会の実現に向けた考え方と、基本理念や基本計画の方向性に相違が無いことから改定せず、後半期の進め方として整理し、「我が事・丸ごと」の地域づくりと包括的・総合的な相談支援体制の構築を重点的事項に掲げ取り組みました。

「我が事・丸ごと」の地域づくりにおいて、本市では、地域の住民や各団体が連携して課題の解決に取り組むことができるよう、住民や自治会、各団体などがつながり、話し合い、活動できる組織である地域づくり協議会が2020(令和2)年度末に市内全域で発足しました。

また、包括的・総合的な相談支援体制の構築については、その中核となる「重層的支援体制整備事業」の推進に向けて、2021(令和3)年度から移行準備を始めするなど、いずれの取組も今後推進していくための環境が整いました。

このような状況の中、第2期鈴鹿市地域福祉計画の推進に対する鈴鹿市地域福祉計画審議会の意見・市民アンケート・本市の地域福祉を取り巻く状況・計画策定の背景等を踏まえ、本計画で地域福祉を推進する上で取り組むべき課題を、大きく5つに整理しました。

課題1 地域での福祉課題の把握

- ・多様化する福祉ニーズをつかむため積極的に地域に出向く体制整備
- ・制度の狭間にある人の福祉課題などの潜在化したニーズの掘り起こし
- ・地域の実情を把握している住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域で活動する事業者などが持つ情報の共有
- ・住民が地域の福祉課題を把握できる仕組みづくり
- ・情報の系統的な整理

課題2 多様な情報の提供・発信

- ・必要な時に必要な人へ確実に情報が行き渡る体制整備
- ・必要とする人に多様な市民活動の情報が的確に届く体制整備
- ・幅広い世代が福祉に関心を持ち、参加につながる情報発信

課題3 地域福祉活動の担い手の確保

- ・担い手の負担軽減
- ・担い手のリーダーとなる人材の育成
- ・有償やビジネス視点での担い手探し
- ・参加することによるメリットの提供
- ・多様な生活様式に合わせた参加機会の創出

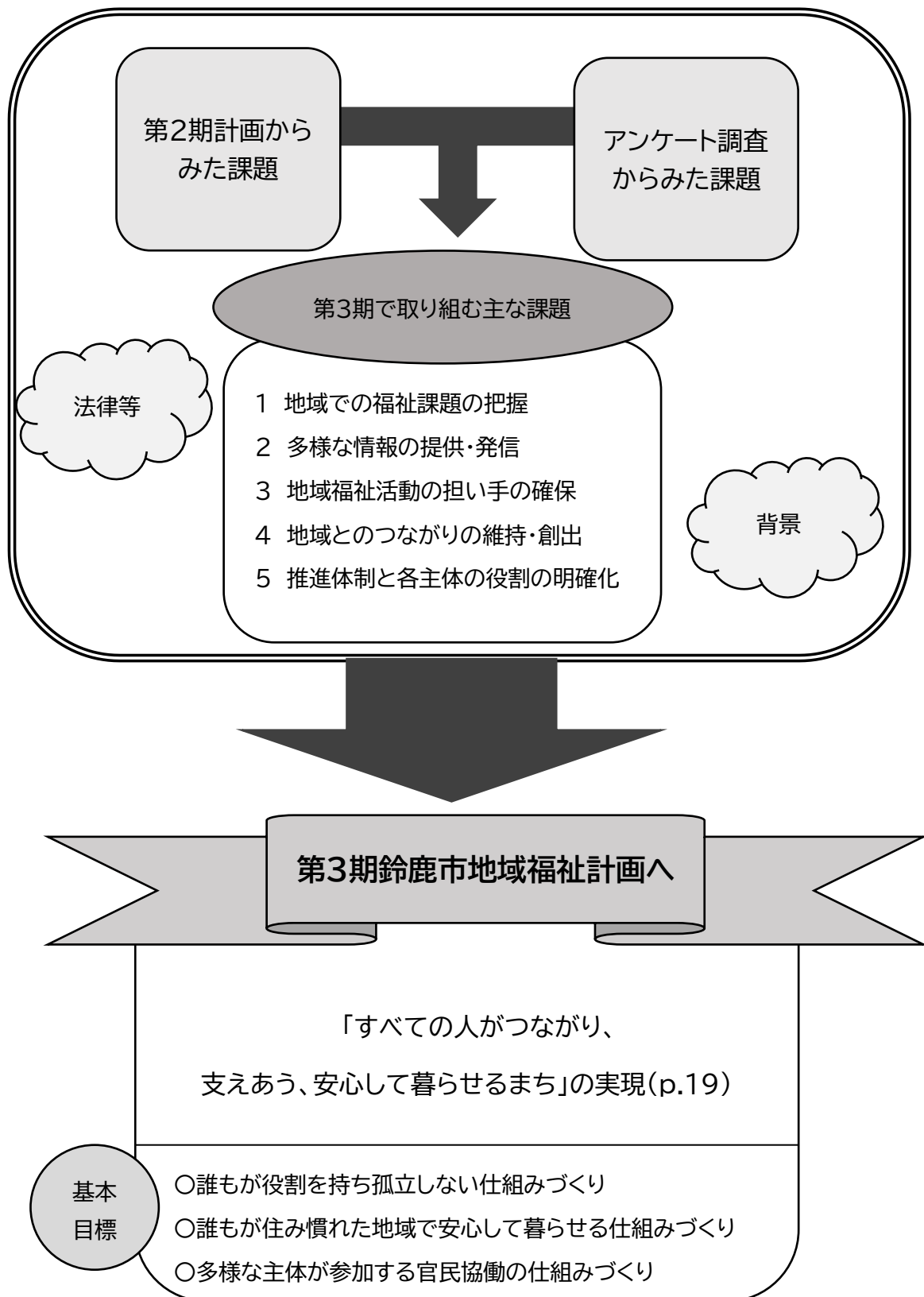
課題4 地域とのつながりの維持・創出

- ・気軽に参加しやすい地域福祉活動に向けた創意工夫
- ・地域住民と連携・協力した交流の機会や集いの場の創出
- ・地域づくり協議会を始めとする多様な主体の連携による地域づくりの推進
- ・既存制度の狭間となる課題を抱えている人への声掛け・見守り体制の構築
- ・災害時などの問題が発生した時に、地域で協力し対応できる地域力の強化

課題5 推進体制と各主体の役割の明確化

- ・福祉の総合相談に対応できる体制整備
- ・日常生活圏域と活動内容の整理
- ・地域福祉推進における地域づくり協議会等の多様な主体との協働に向けた役割の整理
- ・関係分野・機関等の連携の強化

《第3期鈴鹿市地域福祉計画に向けて》



Ⅲ 地域福祉計画の考え方

1 基本理念

地域共生社会の実現に向け、地域で生活するすべての人が関わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、互いに支え合いながら、困りごとを的確に必要な支援へとつなぐ仕組みへと深化させていくために、本市の地域福祉を推進する上での「基本理念」を以下のとおり定めます。

この基本理念は、地域のあらゆる力を合わせて、安心して暮らせるまちをつくり、誰もが地域とつながりを持って、住み慣れた地域で心豊かに暮らすことを目指すという第2期鈴鹿市地域福祉計画の理念を引き継いだものです。

また、基本理念の下、地域福祉を推進するための基本目標と、更に基本目標を実現するための「取組の柱」を基本目標ごとに定めます。

「すべての人がつながり、支えあう、 安心して暮らせるまち」の実現

【すべての人】

世代・性別・国籍・障がいの有無などに関わらず、誰一人取り残さないすべての人のために。

【つながり】

人と人のつながり、人と地域のつながり、人と福祉サービスのつながりなどによって、孤立させません。

【支えあう】

すべての人が時と場合によって、福祉サービスの受け手であり、担い手にもなります。

【安心して暮らせるまち】

住み慣れた場所で安心して暮らせる仕組みをつくりま

す。

2 基本目標

基本目標1 誰もが役割を持ち孤立しない仕組みづくり

一人ひとりが役割を持ち、主役になれる機会や場所を提供することにより、市民主体となって地域福祉ができる仕組みを作ります。

市民が、世代や性別、国籍などの様々な属性を超えて交流し、つながることによって誰一人孤立することのない社会を目指します。

また、市民一人ひとりが役割を持ち、必要に応じて自らが地域福祉の担い手となり、複雑化・複合化する福祉課題を早期に発見し、関係機関と連携しながら、必要な人への早期支援を行います。

その実現のために、地域における住民同士のつながりや、多様な主体とのつながりの創出に向け、相互理解を深めることを支援し、互いに見守り、支え合うことができる関係性を構築することで、一人ひとりが役割を持ち主体となって地域福祉を推進できる仕組みを作ります。

基本目標2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で希望する生活を安心して送ることができるよう、必要な時に必要な支援が受けられる仕組みを作ります。

サービスや支援の適切な利用とその促進を図るため、多様で潜在化した福祉ニーズを掘り起こし、地域福祉の課題を把握します。

その上で地域の実情を把握している福祉団体や事業者間で必要な情報を情報共有し、支援を必要とする人へ適切な福祉サービスが提供できるよう、取り組みます。

既存の見守りや寄り添いのノウハウを生かし、制度の狭間となる課題を抱えた人が、地域とつながり社会参加できるための支援を行います。また、犯罪や非行をした人を社会の中で立ち直らせる更生支援を行います。

福祉団体等が抱える人材確保等の様々な課題解決に向けた支援を行うとともに、地域福祉活動に対する幅広い世代の理解促進に向け、地域福祉の活動に関心を持てるような情報発信を行います。

そして、これらの取組により多様な福祉サービスを充実させ、誰もが住み慣れた地域で希望する生活ができる仕組みを作ります。

基本目標3 多様な主体が参加する官民協働の仕組みづくり

地域の支え合いによる支援と行政による公的支援が重層的に機能する仕組みづくりを進めます。

多様化・複合化する福祉課題を受け止めるため、官民協働により、地域住民や関係機関における連携を強化し、多様な主体の参画の下で、福祉の総合相談が可能な支援体制を構築します。

また、市民の尊厳を保つため、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の問題に力を入れて取り組みます。

さらに、平常時における地域の見守り体制の強化とともに、災害に備えた地域力の強化に向けて、防災意識を高める取組を進め、各地域における避難所の整備や個別避難計画の策定等の支援のための取組を進めます。

そして、これらを包含した多様な福祉課題に取り組むため、社会情勢の変化にも対応しつつ、地域の支え合いによる支援と行政による公的支援が重層的に機能する官民協働の仕組みを作ります。

3 取組の柱

基本目標1 誰もが役割を持ち孤立しない仕組みづくり

「取組の柱」

- 1 市民主体の地域課題の解決力向上
- 2 地域福祉の担い手の確保・育成
- 3 地域交流の促進
- 4 地域とのつながりの維持・創出

基本目標2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

「取組の柱」

- 1 地域の福祉課題の把握と多様な情報発信
- 2 多様な福祉サービスの提供
- 3 更生支援に向けたまちづくり
- 4 福祉団体等の活動支援

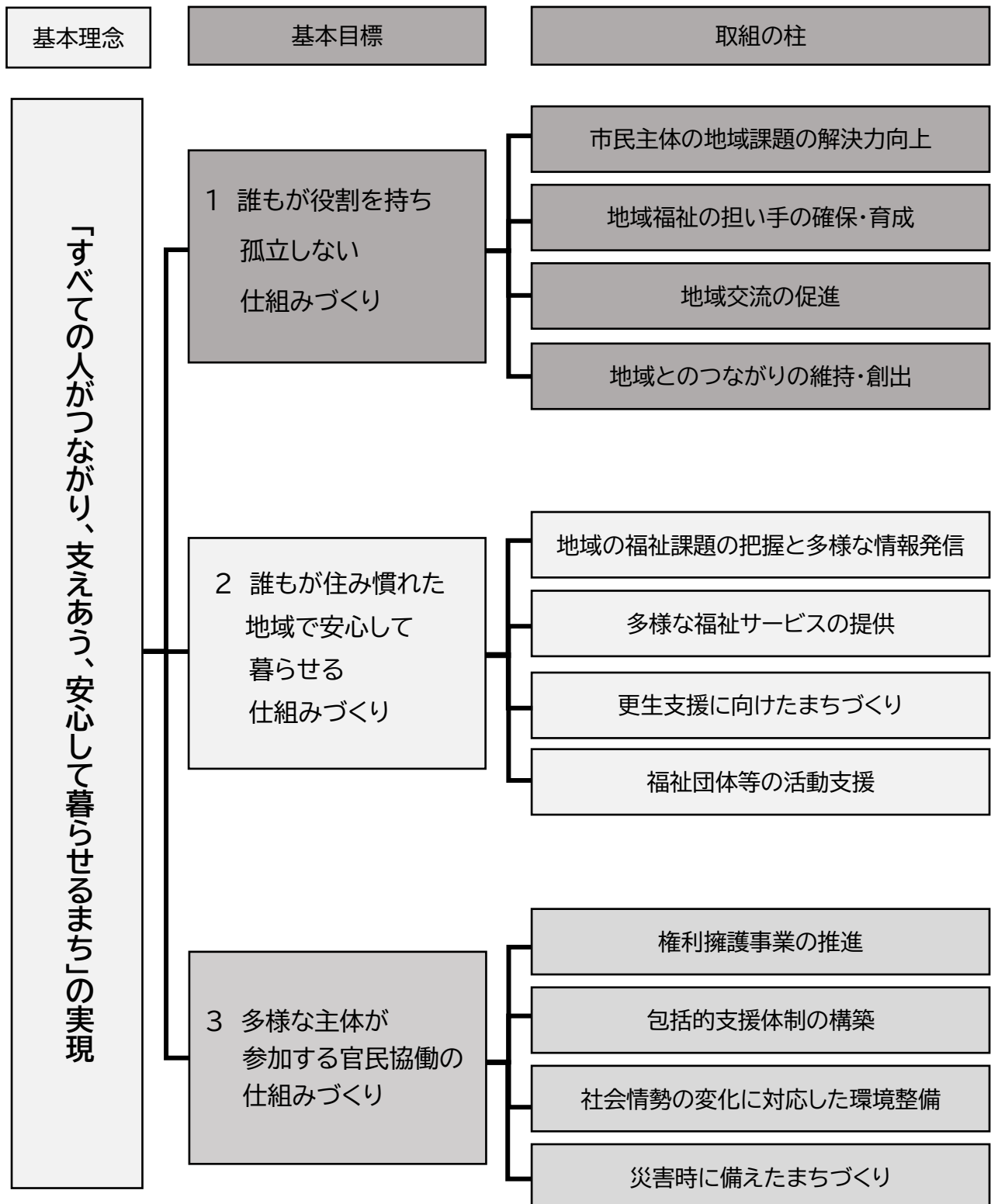
基本目標3 多様な主体が参加する官民協働の仕組みづくり

「取組の柱」

- 1 権利擁護事業の推進
- 2 包括的支援体制の構築
- 3 社会情勢の変化に対応した環境整備
- 4 災害時に備えたまちづくり

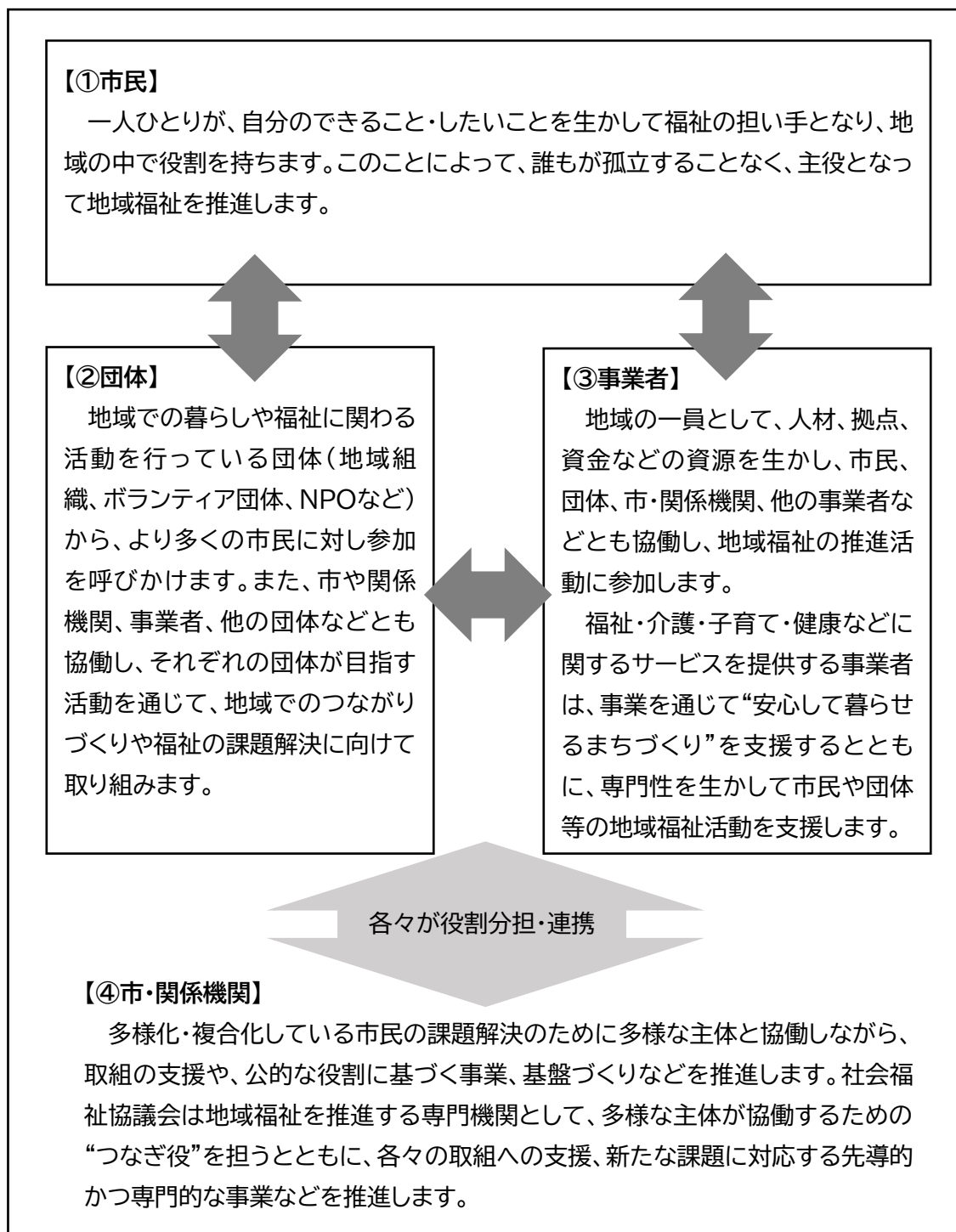
4 計画の体系

第3期鈴鹿市地域福祉計画の体系



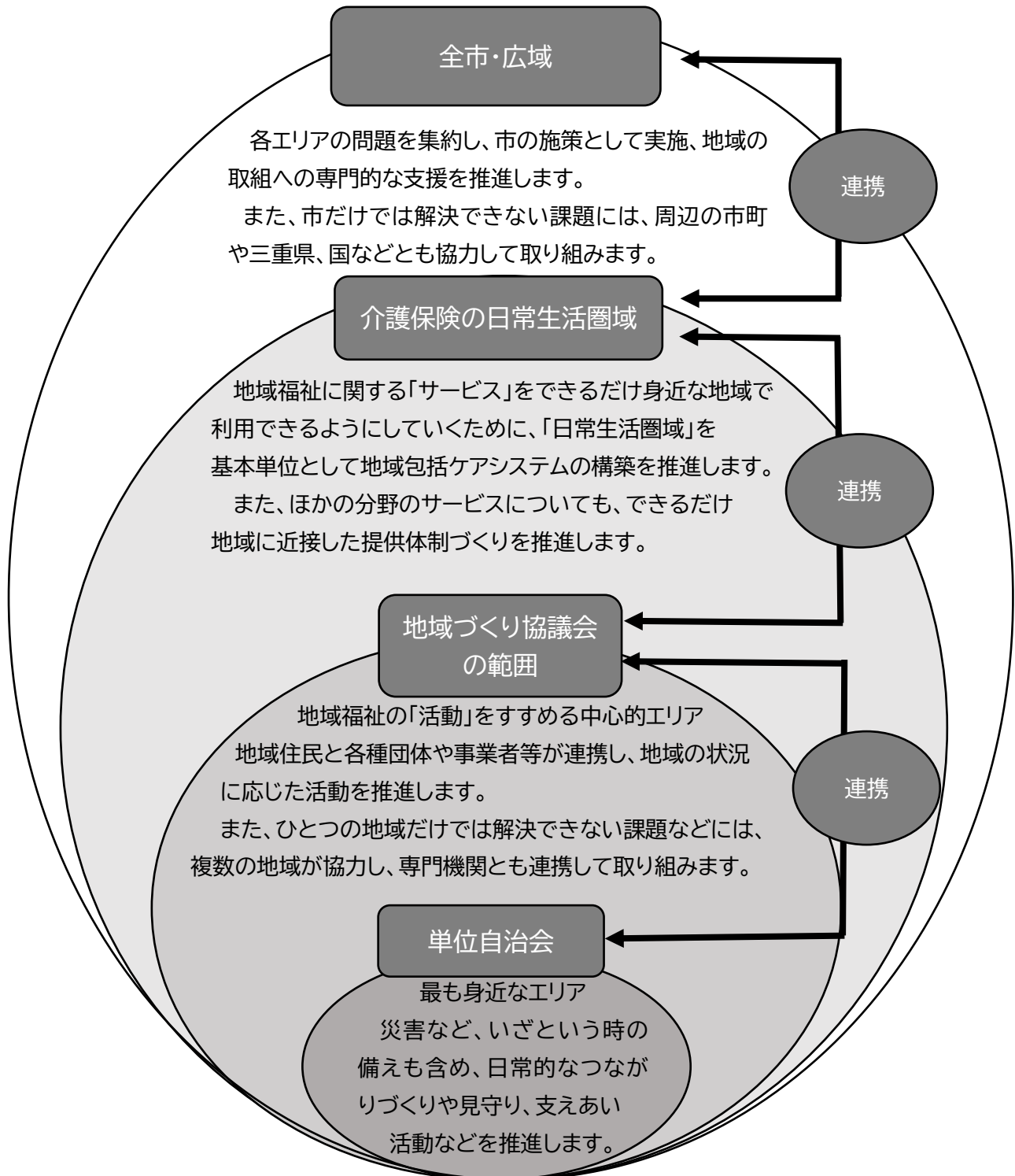
5 多彩な主体の役割分担の考え方

地域福祉の担い手となる「市民」、「団体」、「事業者」、「市・関係機関」などの主体が、それぞれの特長を生かして役割を分担しながら、協働して鈴鹿市の地域福祉を推進していくよう、各々の役割分担についての基本的な考え方を定めます。



6 各エリアでの取組と連携の考え方

地域に根ざした福祉活動の推進のため、それぞれのエリアで業務を分担して活動を行います。また、各エリアの境界線を越えて連携することにより、重層的で効果的な展開を図っていくよう、次の考え方のとおり取り組みます。



IV 地域福祉の推進目標

「基本理念」と「基本目標」の実現に向けて、「公」と「民」の様々な主体の協働による取組を効果的に推進していくために、「取組の柱」ごとに施策の方向と取組項目を設定します。

基本目標1 誰もが役割を持ち孤立しない仕組みづくり

【一人ひとりが役割を持ち、主役になれる機会や場所を提供することにより、市民主体となって地域福祉ができる仕組みづくりを進めます】

1 市民主体の地域課題の解決力向上

施策の方向

地域づくり協議会や自治会、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、企業などの様々な活動主体が連携し、青少年育成、地域福祉、防犯・防災、環境、文化・スポーツなどにおける地域課題の解決に向けて取り組む活動を支援し、市民主体の地域課題の解決力向上を図ります。

(1) 地域社会と連携した生涯学習の推進

放課後や学校の休日などに、地域住民の協力を得て、子どもたちに勉強や遊び、住民との交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちを社会全体で心豊かに育む環境づくりを推進するため、引き続き、放課後子ども教室・土曜体験学習を開校します。

(2) 地域づくり活動団体等への支援

地域づくり協議会や市民活動団体等による課題解決を支援するため、各分野におけるガイドライン等の作成を推進します。

2 地域福祉の担い手の確保・育成

施策の方向

誰もが地域福祉の担い手となれることへの理解促進に取り組むとともに、子どもから高齢者まで地域で暮らすすべての人が共に支え合い活躍することができる取組を進めることで、地域福祉の担い手の確保・育成を図ります。

(1) 主権者教育の推進

社会の形成に主体的に参画し、社会を生き抜く力や身近な社会問題を解決する能力を身に付けるための主権者教育を推進します。

(2) 教育環境づくり

地域の自然や文化等を題材として、関係機関と連携し、SDGsの視点も取り入れながら、地域への誇りと愛着を深める郷土教育及び環境教育を推進します。

(3) 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人と家族の応援者となる認知症サポーターを養成します。

(4) 協働によるまちづくりを進めることの必要性の啓発

市民が、地域社会の一員として自らができることを考え、公益的な活動や市政に自主的に参加し、協働してまちづくりを進めることの必要性を啓発します。

(5) 地域を担う人材育成支援

高等教育機関などと協議・連携し、地域活性化の取組を推進するとともに、地域を担う人材の育成を支援します。

(6) 民生委員・児童委員への活動支援と人材確保

地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、人材確保に向けて取り組みます。

3 地域交流の促進

施策の方向

市民一人ひとりがお互いを尊重し合って福祉のまちづくりを進められるよう、誰もが地域から孤立することなく、地域の一員として個性や能力を発揮し、幸せに暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 学習できる場の提供

学官連携による専門的な学習事業に加え、外部(地域社会の人材)からの講師を招き、多彩な分野・テーマの講座を展開します。また、オンライン開催などにより、市民が参加しやすい環境を整備することで、市民のニーズを探りながら、幅広く学習機会を提供します。

(2) 障がいに対する理解促進と正しい知識普及

障がいの有無に関わらず、ともに暮らしやすい社会を実現するために、障がいに対する理解の促進と正しい知識の普及、障害者差別解消法の周知や障害者差別解消の取組を推進し、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた周知・啓発に取り組みます。

また、鈴鹿市手話言語条例に基づく手話奉仕員の養成や手話の普及等の取組を行い、手話を必要とする人が安心して生活し、社会参加することができるよう、手話に関する施策を推進します。

(3) 住民主体による通いの場の設置支援

ふれあいいきいきサロンなどの住民主体の通いの場の設置を支援します。

(4) 公民連携による利活用の推進

Park-PFIなどの公民連携による利活用を推進し、都市公園の質及び公園利用者の利便性の更なる向上を図り、公園の魅力を高め、地域における交流の活性化を図ります。

(5) 人権啓発の推進

人権を尊重する意識を高め、お互いを認め合い共生できる社会を実現するための講演会やパネル展などを実施し、人権の啓発に取り組みます。

(6) 男女共同参画に関する意識の向上

男女共同参画社会を実現するための活動拠点として、鈴鹿市男女共同参画センターを運営します。また、講演会や研修を実施し男女共同参画に関する意識の向上に取り組み、男女共同参画の理念についての理解が深められるよう啓発を行います。

(7) 多文化共生社会の実現

外国人市民と日本人市民の多文化共生、国際親善及び国際交流に対する意識を高めるため、相互理解に向け、啓発事業の実施や交流機会の創出を行います。

4 地域とのつながりの維持・創出

施策の方向

文化やスポーツを通じた交流活動や、就業などの社会参加の機会を通して、誰もが地域社会とのつながりを持ち、お互いを思いやることができる環境を整えます。

(1) 文化活動に参画できる環境づくり

誰もが文化活動を支える(参画できる)環境づくりを進めます。

(2) スポーツボランティア制度の推進

鈴鹿市スポーツボランティア制度の規模を拡大し、参加の機会を提供します。

(3) 障がい者の就業機会の確保

三重労働局と協力し、障がい者の一般就労への支援を行うほか、障害者就労施設等が提供する物品等の受注機会の増進に努めるなど、障がい者の就業機会の確保を図ります。

(4) 人権啓発の拠点づくり

地域住民が交流できる場として、隣保館においてデイサービス事業や各種イベントを実施するとともに、サークル活動等を行うための場所を提供します。

基本目標2 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

【誰もが住み慣れた地域で希望する生活を安心して送ることができるよう、必要な時に必要な支援が受けられる仕組みを作ります】

1 地域の福祉課題の把握と多様な情報発信

施策の方向

福祉的な課題を抱える人を早期に発見し、早期に適切な利用につながるよう支援します。

また、そのために様々な事業や施設、福祉サービスに関する情報が、必要な人に円滑に届くよう、関係機関と福祉関連情報の共有を積極的に図り、多種多様な媒体と伝達手法による情報提供体制を整備します。

(1) 包括的・継続的な支援

様々な理由により、自ら積極的に支援を求めることが難しいことなどから、既存の相談支援機関による支援が届いていない生活困窮者等を早期に発見し、抱えている生活課題を幅広く受け止め、適切な相談支援機関による支援に早期につなげていくために、他機関と連携し、アウトリーチによる訪問支援や伴走支援を行います。

(2) 子育て世代の課題の早期把握

「こども家庭センター」の設置により母子保健と児童福祉の連携を更に強化し、庁内や保育所(園)・学校・地域等からの情報提供により、子どもや家庭の課題を早期に把握します。

(3) 市民相談の充実

市民の日常生活上の様々な問題や悩みの解決を図るため、各種専門家や関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。

(4) 多様な媒体と伝達手法による情報発信

広報紙や市ウェブサイト、SNS等、様々な媒体を用いた情報発信を行います。

(5) 生涯を通じた健康づくりの推進

市民が、生涯を通じて健康で暮らせるよう保健事業を推進し、「健康な生活習慣の習得」、「ストレスへの対処能力の向上」、「疾病の早期発見・早期治療」などの健康行動を促すため情報発信を行います。

(6) ACPやエンディングノートの普及啓発

終末期をどう迎えるかを自ら考え、周りの人と共有するアドバンス・ケア・プランニング(ACP:人生会議)やエンディングノートの普及啓発に取り組みます。

2 多様な福祉サービスの提供

施策の方向

多様化する市民のニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供することによって福祉の向上を図るとともに、本市に「住んで良かった」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、福祉サービスの充実を図ります。

(1) 子どもや子育て家庭への支援

子どもや子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援総合コーディネート事業の充実、子ども食堂の活動支援等を通じた居場所づくり、放課後児童クラブの適正な運営等を実施することで支援を行います。

(2) 幼児教育・保育環境の整備

保育所等において、子どもの健やかな成長を育めるよう、保護者が安心して子どもを預けることのできる多様で質の高い幼児教育・保育環境の整備に取り組みます。

(3) 子育て世代の状況に応じた支援の推進

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊産婦、子ども、保護者に対する相談支援など、子どもの成長と子育て世代の状況に応じた途切れのない寄り添った支援を一体的に行います。

(4) 応急手当の普及啓発を推進

応急手当を実施できる市民が増加するよう、救命講習にeラーニングを取り入れ、受講しやすい環境を整え、応急手当の普及啓発を推進します。

(5) 地域医療体制の確保

市民が安心して医療が受けられる体制を確保するため、地域医療及び救急医療体制の確保を図ります。また、地域医療やかかりつけ医に関する周知啓発や救急医療に関する情報提供を行うことにより、市民の適正受診を促し、限りある医療資源の下、医療提供体制の維持を図ります。

(6) 障がい福祉サービスの計画的な提供

障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの障がい福祉サービスを計画的に提供し、障がいがあっても安心して暮らせる生活環境を支援します。

(7) 認知症の人等の見守り支援

行方不明高齢者等の搜索ネットワークの強化や、見守り協定「SUZUKAまるとアイネット」の推進、認知症高齢者等安心見守りシール・見守り保険の普及・促進などに取り組み、認知症の人と家族の見守り支援体制を拡充します。

(8) 認知症の早期発見・支援の体制強化

認知症の早期発見・早期支援のための体制を強化します。

(9) 在宅支援サービスの提供

高齢者及び家族介護者の負担軽減を図るため、訪問理美容サービスの提供や介護用品の支給など在宅支援サービスを提供します。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守りと安全を確保し、日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置支援など、生活支援サービスを提供します。

(10) 生活困窮者の自立促進

鈴鹿市社会福祉協議会と連携し、生活全般にわたる様々な困りごとについて、包括的な相談支援を行うとともに、各種支援を実施することで、生活保護に至る前に生活困窮者の自立促進を支援します。

(11) 地域公共交通の構築

鉄道や路線バス、C-BUSの運行維持に努め、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するとともに、地域が主体となって移動手段を検討・導入する手順等を示した「手引書」を活用し、実情に応じた移動手段を導入します。

3 更生支援に向けたまちづくり

施策の方向

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援を行い、再び罪を犯すことのない安全・安心なまちづくりを推進すべく再犯の防止等の推進に向けた取組を進めます。

(1) 再犯防止活動の推進

鈴鹿市地域福祉計画に基づく、地域福祉に関わる施策と連携し取組を進めるほか、鈴鹿市再犯防止推進計画(p.42～p.46)に基づき、保護司会等の関係機関と連携し再犯防止活動の推進に向けて取り組みます。

(2) 犯罪抑止の啓発

犯罪情勢を注視しつつ、関係機関、団体と連携し、犯罪抑止に取り組みます。

(3) 居住の安定の確保

住宅の確保が困難な市民の居住の安定確保を図るため、本市も構成員となっている三重県居住支援連絡会のあんしん賃貸事業により、住宅確保要配慮者に対し、居住支援団体や不動産関係団体と協力し、入居を拒まない民間賃貸住宅を紹介するなどの支援を行います。

4 福祉団体等の活動支援

施策の方向

地域の課題が多様化・複雑化する中、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちにするために福祉分野の活動を展開している様々な福祉団体等に対し、その活動が継続的に実施、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を行います。

また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援します。

(1) 社会福祉協議会の運営支援

多様化する福祉課題に対応できるよう、鈴鹿市社会福祉協議会の運営及び地域福祉の拠点づくりに向けた支援を行います。

(2) 社会福祉団体の活動支援

多様化する福祉課題に対応し、きめ細やかな地域福祉活動を推進するため、各種社会福祉団体の活動を支援します。

(3) 市民活動団体等と本市との協働事業の支援

市民活動団体等と本市との協働を推進するため、まちづくり応援補助事業により協働事業を支援します。

基本目標3 多様な主体が参加する官民協働の仕組みづくり

【地域の支え合いによる支援と行政による公的支援が重層的に機能する仕組みづくりを進めます】

1 権利擁護事業の推進

施策の方向

誰もが尊厳を保ち、人としての権利を阻害されることなく地域でその人らしく主体的な生活ができるよう、権利擁護に関する啓発に取り組みます。また、権利擁護支援を必要とする人に対して、その人を中心とした「支援の輪」を、地域や行政、関係機関等が一体となって形成し、意思決定支援ができる権利擁護支援の体制づくりを進めます。

福祉サービスの質の向上に向けて、事業者や関係団体と連携した研修等の開催や第三者評価の活用を促進するとともに、積極的な情報提供を行い、安心して福祉サービスが利用できる取組を進めます。

(1) 成年後見制度の支援充実

後見サポートセンターみらいを中核機関として、成年後見制度に関する相談対応や制度利用に係る支援の充実を図ります。

(2) 権利擁護事業の普及啓発

高齢者の権利を守るため、権利擁護ネットワーク会議を活用して、啓発活動の実施や講演会等を開催するなど普及啓発に取り組みます。

(3) 子どもの権利擁護の推進

子どもが安心して健やかに育つことができるよう、子どもの権利擁護の推進に取り組みます。

(4) 多様性を認め合う子どもの育成

多様な子どもたちに対して、関係各機関と連携し「誰一人取り残さない教育、途切れのない支援」に学校全体で組織的、継続的に取り組みます。

2 包括的支援体制の構築

施策の方向

各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

相談者の困りごとに対して適切に対応するために、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援を行う体制の整備をより一層進めます。

さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人やダブルケア、(ヤング)ケアラーなど、顕在化しにくい課題を抱えている人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

(1) 包括的支援体制の構築

多機関との協働、連携の下で、複雑化・複合化した様々な生活課題を抱え、これまで支援につながりにくかった人の相談事を丸ごと受け止めることのできる、属性や年代にとらわれない包括的な相談支援体制を構築します。

また、各福祉分野における地域との協働事業の推進や、地域における社会的な参画を支援するための取組を進めます。

(2) 子ども・若者の居場所づくりの推進

子どもや若者が抱える課題を早期に発見し、解決するために、地域との連携や民間事業者等のノウハウを活用し、子ども食堂の活動支援等を通じて子どもや若者の居場所づくりを推進します。

(3) 在宅医療介護に携わる多職種間の連携体制の強化

在宅医療・介護連携支援センターを安定的に運営し、在宅医療及び介護に携わる多職種間の連携体制を強化します。

(4) 地域包括支援センターを中核とする高齢者の相談支援

高齢者の総合的な相談支援業務を実施する地域包括支援センターは、高齢者を取り巻く諸問題に対応するため、他分野の相談支援機関との連携を強化します。

(5) 高齢者に関する諸問題の課題解消に向けた取組

地域住民や多職種等と連携し、外出・買い物・ごみ出し支援等の高齢者の日常生活課題の解消や、身元保証等の身寄りのない高齢者を取り巻く課題の解消に向けて取り組めます。

(6) 相談支援体制や地域生活支援拠点等の確保、充実

障がいの重度化・多様化や、8050問題等の新たな課題にも、適切に対応できるよう、相談支援体制や地域生活支援拠点等の確保、充実を図ります。

(7) 地域においてスポーツができる環境づくり

地域スポーツの中核的役割を担うスポーツ推進委員と連携し、各地域でスポーツに触れ親しむ場を提供し、生涯にわたって市民が健康的な生活を送ることができる環境づくりを進めます。

(8) 隣保館や児童センターにおける相談支援の実施

隣保館や児童センターにおいて地域住民の生活上の相談・子どもの悩み・子育てに関する相談・人権に関わる相談に対して、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

3 社会情勢の変化に対応した環境整備

施策の方向

急速に進行する人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対し、ICTを活用することで、担い手不足の解消や業務の効率化を図ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うつながりの希薄化、経済的困窮や差別、社会的孤立が懸念されることから、地域社会とのつながりを断ち切れず共に支え合う共生のまちづくりを進めます。また、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、新たな感染症への対応のための事業整備、環境整備を進めます。

(1) ICTを活用した多職種間の連携

医療や介護など地域福祉を支える人材不足に対する課題解消を図るために、多職種間における積極的な連携を支援するとともに、医療と介護のサービスが途切れなく一体的に提供できるよう、ICT(情報通信技術)を活用した取組を進めます。

(2) 自殺対策の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化したことなどにより、様々な社会環境の変化が生じていることから、孤独・孤立を防ぎ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務問題」などに関する対策に取り組めます。

(3) 効率的・効果的な保健事業

疾病の予防、早期発見、早期治療を目指し、各種がん検診や特定健康診査、30歳代健康診査、後期高齢者健康診査等の受診率向上を図るため、引き続き効率的・効果的な受診勧奨や、マイナンバーを活用した情報連携(PHR)や保健・医療分野のDX化を進めるとともに、若年層を含む市民の利便性向上を図るため、ICTを活用した事業等に取り組めます。

(4) 将来に向けた感染対策や業務継続体制を整備

コロナ禍により救急需要が急増し、消防・救急体制がひっ迫したことを教訓とし、将来に向けて新たな感染症等が発生したときに備え、感染対策や業務を継続する体制を整えます。

4 災害時に備えたまちづくり

施策の方向

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるには、地域における助け合いの活動が重要となるため、災害時・緊急時に住民同士が支え合えるよう、地域における避難支援体制を強化します。

(1) 避難行動要支援者への支援等

災害時における高齢者や障がい者等の安全確保のため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、関係機関と連携し、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成支援に取り組みます。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援や、福祉避難所の充実に取り組みます。

(2) 避難所の環境改善、備蓄物資の充実

誰もが安心して避難できるよう、高齢者や女性の視点を踏まえた避難所の環境改善を行うとともに、アレルギー対応食や乳幼児・高齢者などに対応した備蓄物資の充実を進めます。

(3) 耐震化促進のための普及啓発

1981(昭和56)年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅所有者に対し、耐震化を促すための普及啓発を行います。

V 先導的に取り組むこと

「IV 地域福祉の推進目標」で定めた事項を効果的に推進する上で、様々な取組の中で、特に本計画において先導的な役割を担う取組を定めます。

1 重層的支援体制の整備

2020(令和2)年6月の社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向け市町村が事業の主体として包括的な支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

これまでの、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者の属性に区分された支援体制では、市民が抱える様々な困りごとへの対応が困難になっています。本市の重層的支援体制においても、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、包括的な支援体制を整備し、属性を問わない重層的なセーフティーネットのための体制を構築します。

〈重層的支援体制事業で一体的に行う 3 つの支援〉

相談支援

本人、世帯の属性にかかわらず相談を受け止め、多機関の協働による課題の解きほぐし、アウトリーチも含め、継続的につながり続ける伴走支援を行います。

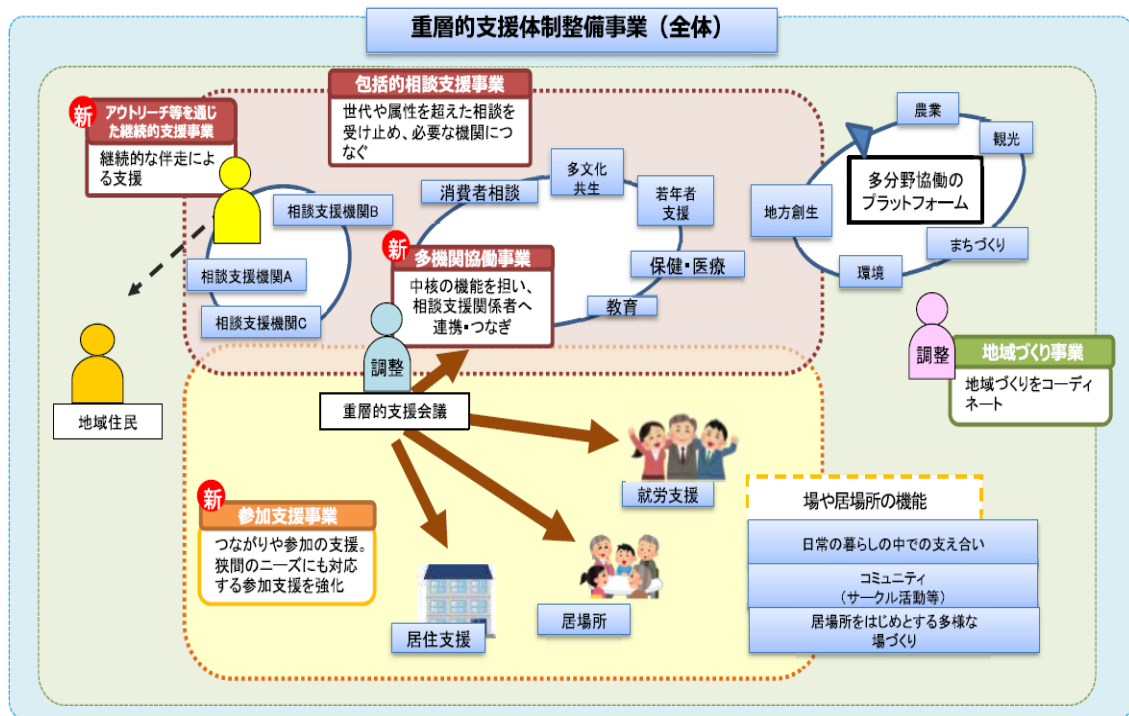
参加支援

社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえ社会資源を活用した多様な支援を行います。

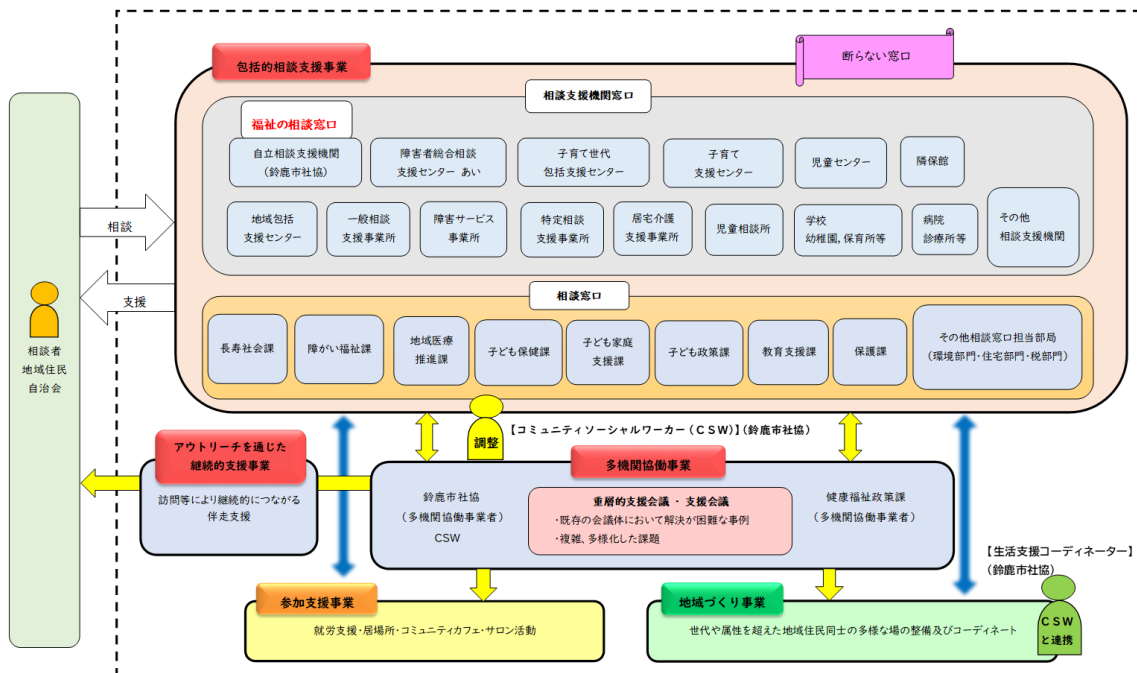
地域づくり支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場所や居場所を整備します。

〈厚生労働省の示す事業のイメージ〉



〈本市が目指す事業イメージ〉



〈今後の支援体制〉

多職種・多機関による連携、協働包括的な支援を実施するため重層的支援会議・支援会議を設けます。

重層的支援会議

支援関係機関との情報共有について、本人同意を得て支援プランの内容等を協議します。

支援会議

予防的・早期の支援が必要にも関わらず、支援関係機関との情報共有について本人の同意が得られない場合、会議の参加者へ守秘義務を課して情報の共有や必要な支援体制の検討を行います。

2 権利擁護事業の推進

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、その他精神上的の障がいなどの理由により、判断能力が十分ではない人について、財産管理、介護、施設への入所手続き等の身上保護などを本人に代わって成年後見人等が行うもので、判断能力が不十分な人の権利を社会全体で支え合うために重要な手段ですが、これまで十分に利用が進まなかった状況に鑑み、2016(平成28)年5月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市では、鈴鹿市後見サポートセンターみらい(鈴鹿市が事業主体で鈴鹿市社会福祉協議会へ委託)を広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う中核機関として位置づけ、連携を図ります。

本計画において推進する主な取組は次のとおりです。

- (1)成年後見制度の広報・啓発に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、成年後見制度等の利用促進を図ります。
- (2)法人後見事業を実施する団体や親族などの後見人に対しての支援を行います。
- (3)生活を支える各種の福祉サービスや制度の利用について、利用者が適切な支援を選択できるよう、体制構築に取り組めます。

3 再犯防止施策の推進

近年の犯罪や非行の犯罪情勢は、刑法犯検挙者の約半数が再び犯罪を行う状況にあり、安全で安心して暮らせる地域社会を築く上では、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再犯防止に向けては、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会の一員として社会復帰できることが重要であることから、民間団体やその他関係機関との連携協力の下、再犯防止施策を推進します。

なお、再犯防止のための施策推進に当たっては、安全で安心して暮らせる社会の実現のために、鈴鹿市再犯防止推進計画において、重点項目を定め、取組を推進します。(p.42からの「VI 再犯防止施策の推進」参照)

VI 再犯防止施策の推進(鈴鹿市再犯防止推進計画)

1 計画の策定に当たって

近年、全国の刑法犯認知件数は減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は約半数に及んでおります。

このような中、国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要であることから、2016(平成28)年12月に「再犯防止推進法」が施行され、2017(平成29)年12月には、国は同法に基づき再犯防止推進計画を策定しました。

その後、2023(令和5)年3月に、これまでの取組を検証し必要な改善を図るとともに、新たな施策を含めた第二次再犯防止推進計画を策定しています。

また、三重県においても、2020(令和2)年3月に、国の再犯防止推進計画で整理された重点課題をもとに、県の状況に応じた施策を講ずるための三重県再犯防止推進計画を策定し取組を進めています。

犯罪をした者等が再び犯罪をする背景としては、職や住居を確保できず不安定な生活基盤の中で生きづらさを抱えてしまい、その結果、地域社会との関係性を築くことができず、更に適切な支援が届きにくいことから、地域で孤立してしまうことが一因であると言われています。

このため、本市においても、地域福祉計画の取組との整合を図りながら、罪を犯した人の社会復帰に向けた息の長い支援を行い、再び地域社会の一員として生活を送ることができるよう鈴鹿市再犯防止推進計画を策定し、更生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することで、誰もが地域で安心して暮らしていける社会の実現を目指します。

○再犯防止推進法<第8条第1項>

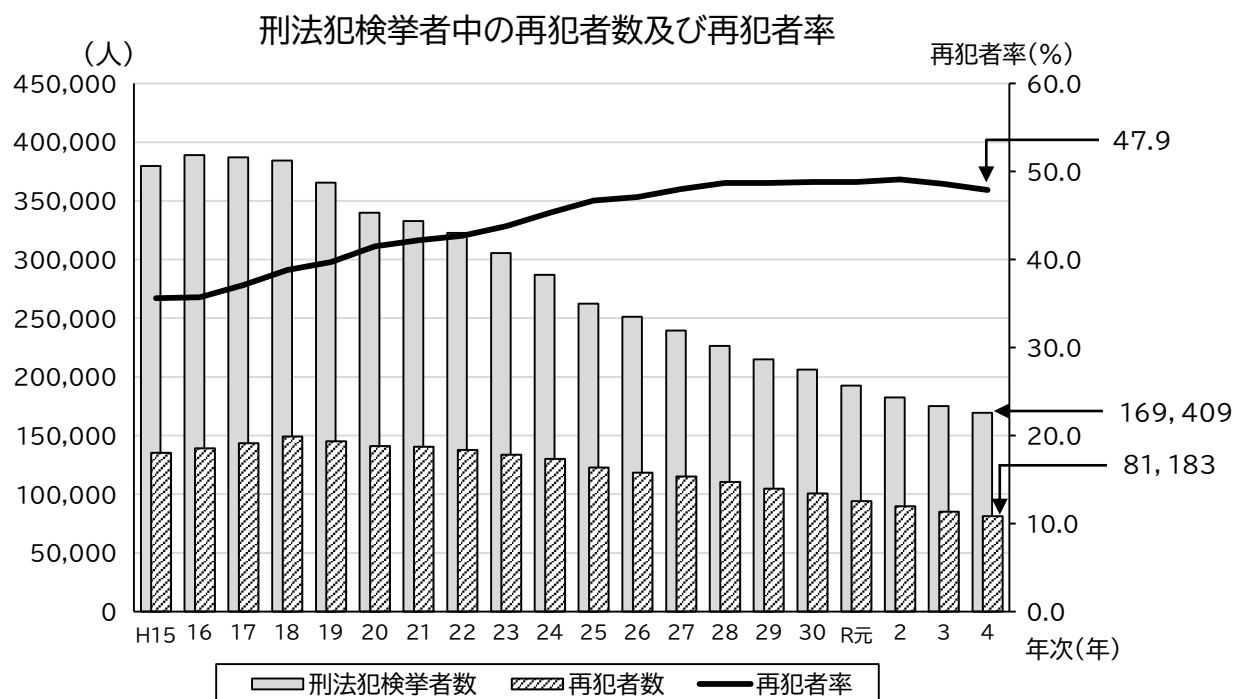
都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 計画の基本的な考え方等

1 計画期間

計画期間は鈴鹿市地域福祉計画と同期間とし、4年ごとに社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて改定します。

2 再犯者数等の動向



※令和 5 年版再犯防止推進白書(法務省)

近年の傾向として、刑法犯検挙者数は、2007(平成19)年以降、減少傾向にあります。一方で、刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることから1997(平成9)年以降上昇傾向にありましたが、2021(令和3)年からは減少に転じ、2022(令和4)年は47.9%と前年(48.6%)よりも減少しています。

3 取組の推進(重点課題)

国・県の取組を踏まえ、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む中で、犯罪をした者等の立ち直りを支援し、地域で安定した生活をおくり再犯防止につなげるための次の重点項目を設定し取組を推進します。

主な取組(重点項目)

- 1 就労と住居の確保
- 2 保健医療、福祉サービスの利用促進
- 3 教育委員会等と連携した修学支援
- 4 民間協力者への支援要請と啓発活動の充実

1 就労と住居の確保

刑務所に再入所した者の約 7 割が仕事に就いていなかった者となっています。また、仕事に就いていなかった者の再犯率は仕事に就いていた者の再犯率に比べて約 3 倍高くなっています。犯罪をした者等は、前科があること等により、求職活動が円滑に進まない場合や、適切な職業選択ができないことにより離職してしまう場合があり、円滑な求職活動が行いづらくなっている現状があることから、関係機関と連携した就労支援に取り組めます。

更に、前科等による偏見や保証人がいないこと等により出所後の住居を確保できない場合も多いため、民間住宅を含めた住居確保のための取組を進めます。

【取組内容】

- 生活困窮者自立支援制度に基づいた相談支援により、住居確保給付金による家賃支援や就労準備支援、ハローワーク等と連携した就労支援を行います。
- 会計年度任用職員等への雇用について、地方公務員法の欠格条項の非該当者への雇用を検討します。
- 鈴鹿商工会議所等と連携し協力雇用主制度の周知・啓発を図ります。
- 協力雇用主制度について登録業者等への制度の周知・啓発を図ります。
- 障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、就労支援等を行います。
- 市営住宅や民間賃貸住宅への居住支援を推進します。
- 更生保護施設への紹介を行います。

2 保健医療、福祉サービスの利用促進

高齢者や障がい者は、短い期間で再犯に至る傾向があり、生活基盤の安定のために各福祉制度に基づく福祉サービスの利用を必要とする場合は、制度の利用の促進を推進します。

また、薬物事犯者においても、短い期間で再び刑務所へ入所する割合が高く、治療等を必要とする場合も多くなっています。薬物事犯者は犯罪をした者等であると同時に薬物依存症の患者でもあることが多いため、再犯防止には適切な医療保険制度の利用を促進し、継続した治療につなげるための取組を進めます。

このほか、薬物乱用の危険性を正しく認識するよう地域社会への啓発活動に取り組めます。

【取組内容】

- 生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活支援と福祉サービス利用が必要な場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し制度利用を促します。
- 障害者総合相談支援センターあいによる相談支援により、福祉サービス利用のために必要な支援を行います。
- 鈴鹿保健所と連携し不正けし等の除去活動の広報誌での啓発を行います。
- 薬物乱用防止についての正しい知識を身につけるよう小中学校での学習指導を行います。
- 関係団体と連携して、薬物乱用問題への普及啓発活動である「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を行います。

3 教育委員会等と連携した修学支援

犯罪をした者等の継続した学びや、進学・復学のための支援等が必要であることから、青少年の健全育成について意識向上を図るとともに、市教育委員会と連携し修学支援に取り組めます。

【取組内容】

- 生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援により、生活困窮者家庭に対する子どもの学習支援や日常的な生活習慣、子どもの居場所づくり、進学相談等必要な支援を行います。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーにより、相談支援を行います。
- 児童生徒の非行の未然防止への指導を行います。
- 社会を明るくする運動で中学生へ一日保護司を委託し、啓発活動を行います。

- 青少年健全育成市民会議において、更生保護に関わる関係機関等と取組の協議を行います。

4 民間協力者への支援要請と啓発活動の充実

犯罪をした者等が社会に復帰するためには、社会において孤立することのないよう、地域での更生についての理解を深め、それぞれの立場において協力することにより犯罪のない社会が築かれていきます。

地域社会で更生保護に取り組む民間協力者が行う犯罪予防に関する活動は、犯罪予防に大きく貢献しており、今後も再犯防止活動を行う団体等と連携し、啓発活動を推進します。

【取組内容】

- 犯罪予防活動を行う保護司が所属する保護司会とその活動の拠点となる更生保護サポートセンターを設置し、犯罪をした者等が地域において必要な支援が受けられるよう運営を支援します。
- 犯罪や非行のない社会を築くため、保護司会をはじめとする関係団体等と連携し、更生保護における犯罪予防活動の一つである「社会を明るくする運動」について、趣旨の啓発及び再犯防止の啓発活動を推進します。また、社会を明るくする運動を中心とした啓発活動を通して、関係団体の参画を促します。

資料

計画の策定経過

(1) 鈴鹿市地域福祉計画審議会

回	年 月 日	内 容
令和4年度 第1回	令和4年10月14日	・第2期鈴鹿市地域福祉計画の実施状況について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画の策定について
第2回	12月9日	・第2期鈴鹿市地域福祉計画の推進に関する 意見書(案)について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画の策定に向けた 市民アンケート調査の実施について
第3回	令和5年2月20日	・保護司の活動紹介について ・第2期鈴鹿市地域福祉計画の課題について
令和5年度 第1回	6月20日	・第2期鈴鹿市地域福祉計画の取組からみた課題 について ・市民・団体・中学生アンケートの集計結果について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画の理念・方向性(案) について
第2回	8月23日	・第3期鈴鹿市地域福祉計画の骨子(案)について
第3回	10月3日	・第3期鈴鹿市地域福祉計画の素案について
第4回	令和6年2月2日	・第3期鈴鹿市地域福祉計画(案)パブリックコメン トの実施結果について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画(案)について

(2) 鈴鹿市地域福祉計画推進部会

回	年 月 日	内 容
令和4年 第1回	令和5年2月14日	・第2期鈴鹿市地域福祉計画実施状況について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画の策定について
令和5年 第1回	6月9日	・第2期鈴鹿市地域福祉計画の取組からみた 課題について ・市民・団体・中学生アンケートの集計結果について ・第3期鈴鹿市地域福祉計画の「理念・方向性等」の 骨子(案) について
令和5年 第2回	10月12日	・第3期鈴鹿市地域福祉計画の素案について

(3)市民参加の取組

内 容	実 施 時 期	備 考
市民アンケート	令和5年1月～2月	結果は p.50～88に記載
団体アンケート	令和5年2月～3月	
中学生アンケート	令和5年2月～3月	
パブリックコメント	令和5年12月5日～ 令和6年1月5日	意見提出者4名

計画の策定体制

第3期鈴鹿市地域福祉計画審議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

選出区分	役職	氏名	所属団体
学識経験者	委員長	藤原 芳朗	鈴鹿医療科学大学
地域福祉 関係団体	副委員長	森川 洋行	鈴鹿市社会福祉協議会 (令和5年3月31日まで)
		坂 佳徳	鈴鹿市社会福祉協議会 (令和5年4月1日から)
地域福祉 関係団体		小田原 洋子	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 (令和4年11月30日まで)
		濱田 圭子	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 (令和4年12月1日から 令和5年6月30日まで)
		前川 まゆみ	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 (令和5年7月1日から)
地域福祉 関係団体		長谷川 友子	鈴鹿市基幹型地域包括支援センター (令和5年3月31日まで)
		古市 真弘	鈴鹿市基幹型地域包括支援センター (令和5年4月1日から)

選出区分	役職	氏名	所属団体
地域福祉 関係団体		森 典子	鈴鹿市福祉施設連絡協議会 (令和4年10月11日まで)
		浦川 朋子	鈴鹿市福祉施設連絡協議会 (令和4年10月12日から 令和6年1月30日まで)
		中前 千絵	鈴鹿市福祉施設連絡協議会 (令和6年1月31日から)
地域福祉 関係団体		澤田 恭子	鈴鹿私立保育連盟 (令和5年3月31日まで)
		猪子 翔平	鈴鹿私立保育連盟 (令和5年4月1日から)
地域福祉 関係団体		鈴木 さとみ	公益社団法人 認知症の人と家族の会三重県支部
地域福祉 関係団体		渥美 秀人	障害者総合相談支援センター あい (令和5年6月30日まで)
		廣瀬 雅也	障害者総合相談支援センター あい (令和5年7月1日から)
地域福祉 関係団体		吉原 勝範	鈴鹿市ボランティア連絡協議会
商工関係 団体		田中 彩子	鈴鹿商工会議所
地域福祉 関係団体		遠藤 義光	鈴鹿市自治会連合会 (令和4年10月11日まで)
		中西 尚	鈴鹿市自治会連合会 (令和4年10月12日から 令和5年5月31日まで)
		森 春夫	鈴鹿市自治会連合会 (令和5年6月1日から)
保護司会		太田 正明	鈴鹿市保護司会 (令和5年2月20日から)

選出区分	役職	氏名	所属団体
公共職業安定所		大平 博章	鈴鹿公共職業安定所 (令和5年2月20日から 令和5年3月31日まで)
		堀 保	鈴鹿公共職業安定所 (令和5年4月1日から)
市民公募		浅井 桂子	市民委員
市民公募		高田 克明	市民委員

アンケート調査の結果

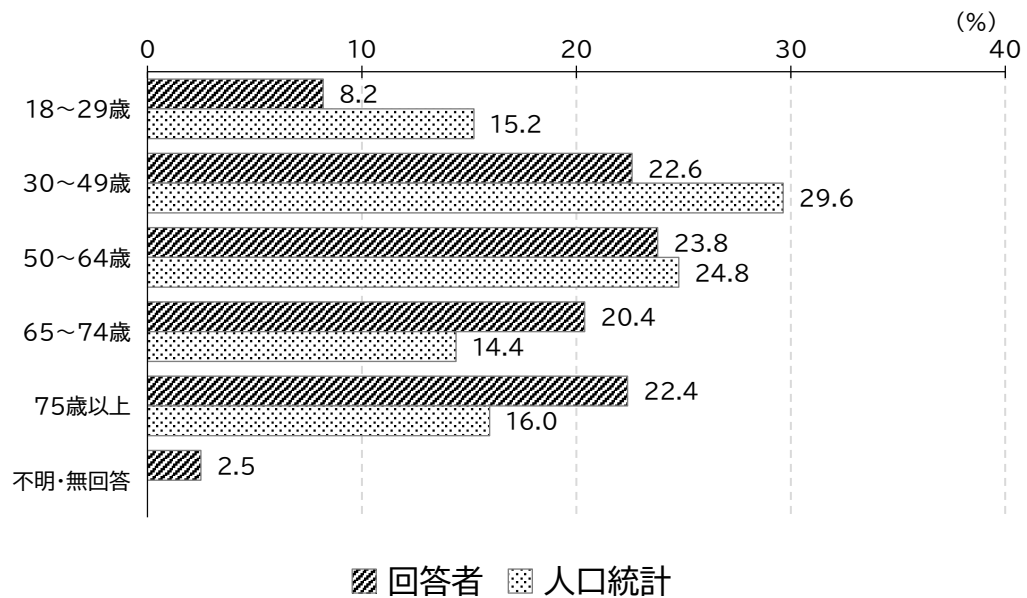
地域福祉に関する意識やニーズを把握し計画に反映するため、市民や団体に対するアンケート調査を実施しました。

調査の対象や回収状況は下表のとおりです。

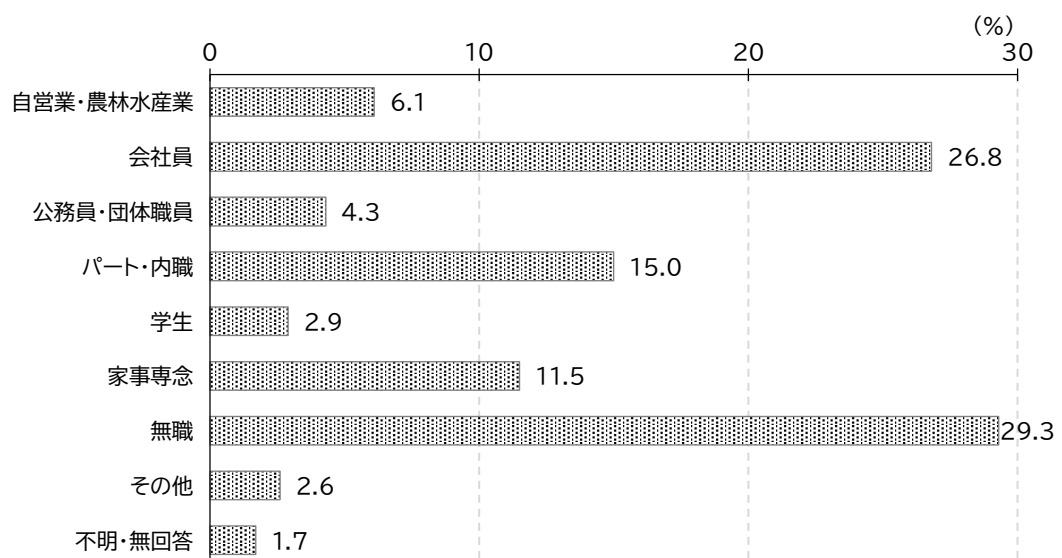
調査名	対象	発送数	回収数	回収率
市民アンケート	18歳以上の市民4,000人	4,000	1,502	37.6%
団体アンケート	自治会	401	248	61.8%
	地区民生委員児童委員協議会	13	13	100%
	地域づくり協議会	28	26	92.9%
	ボランティア団体等	222	132	59.5%
	無記名	－	20	－
	合計	664	439	66.1%
中学生アンケート	市内の中学校3校の2年生	－	508	－

市民アンケートの結果

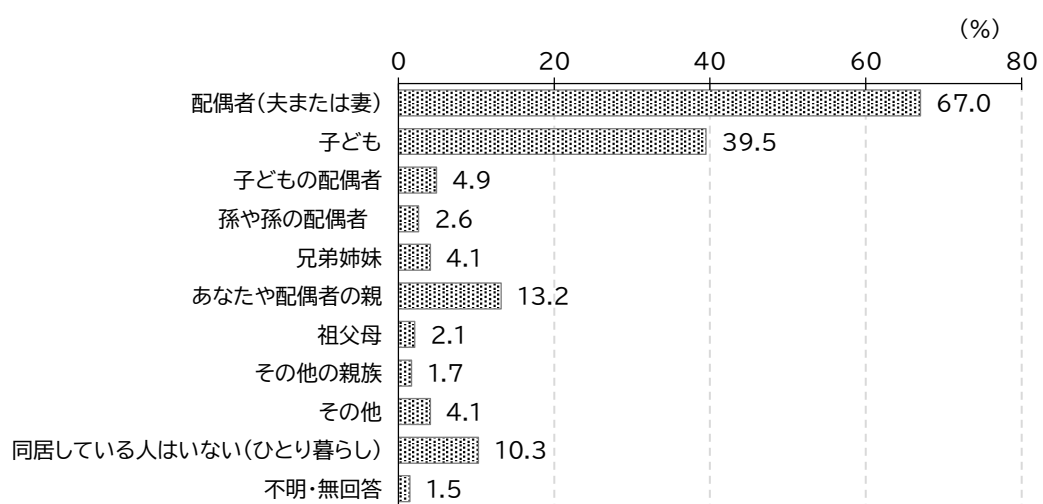
問1 あなたの年齢は。



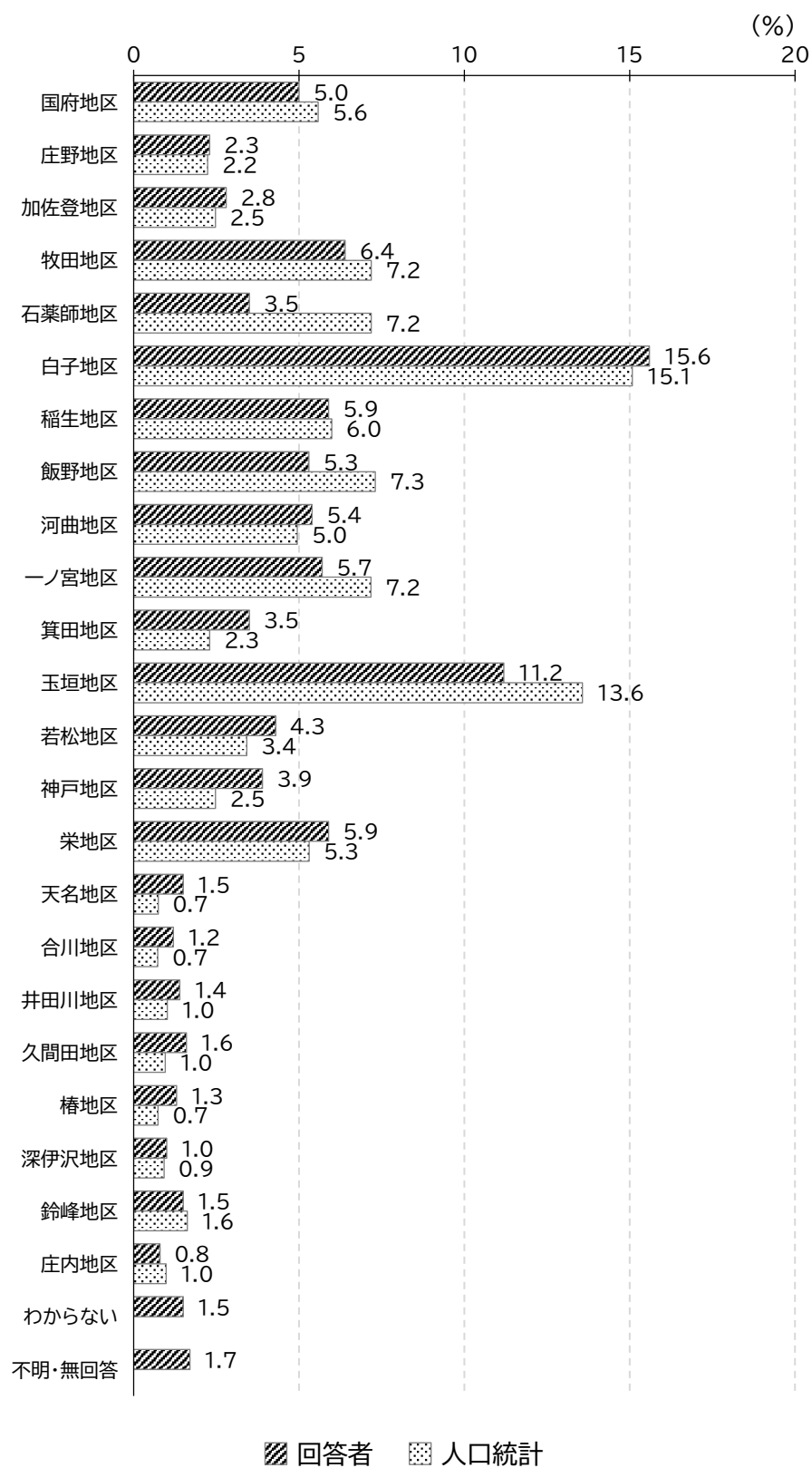
問2 あなたの職業は。



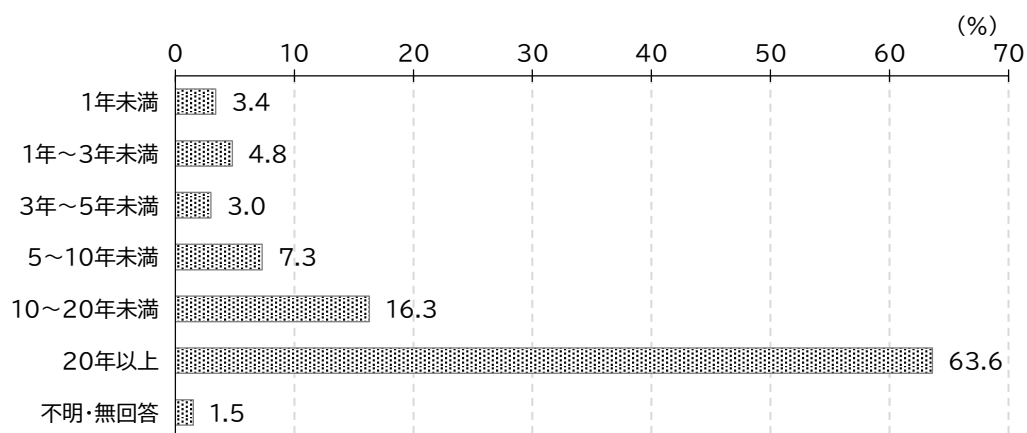
問3 現在同居されている方は。(複数回答)



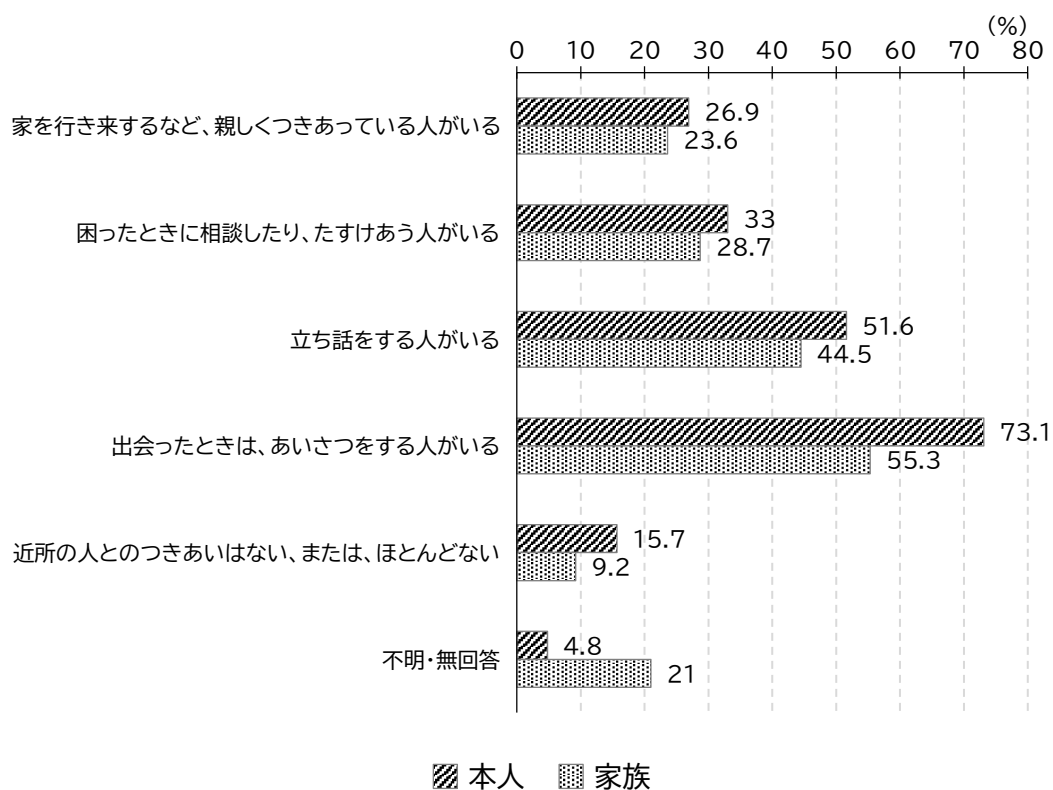
問4 あなたがお住まいの地区は。



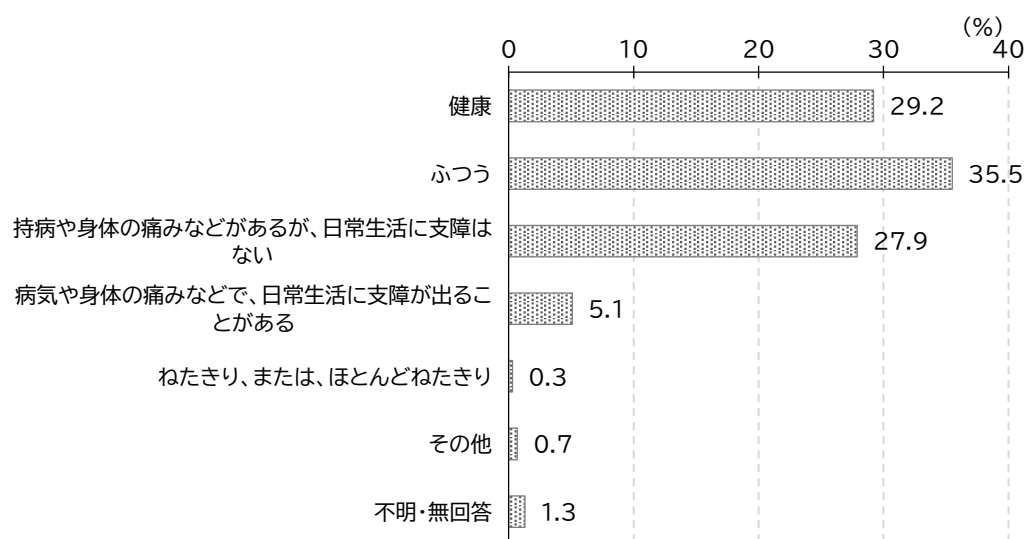
問5 現在お住まいの地区に住み始めてからの期間は。



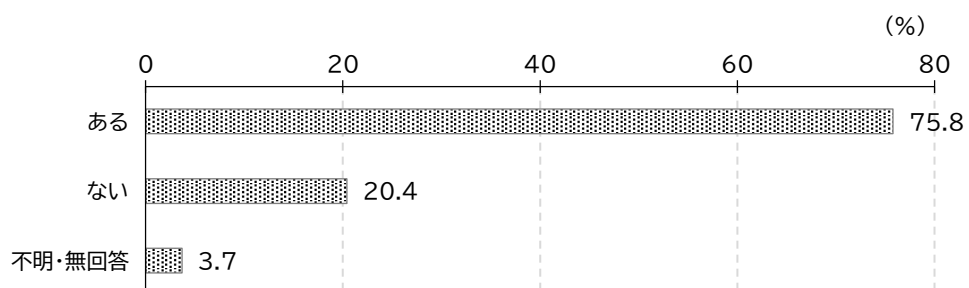
問6 あなたや、同居されているご家族は、近所の人とどの程度のつきあいがありますか。(複数回答)



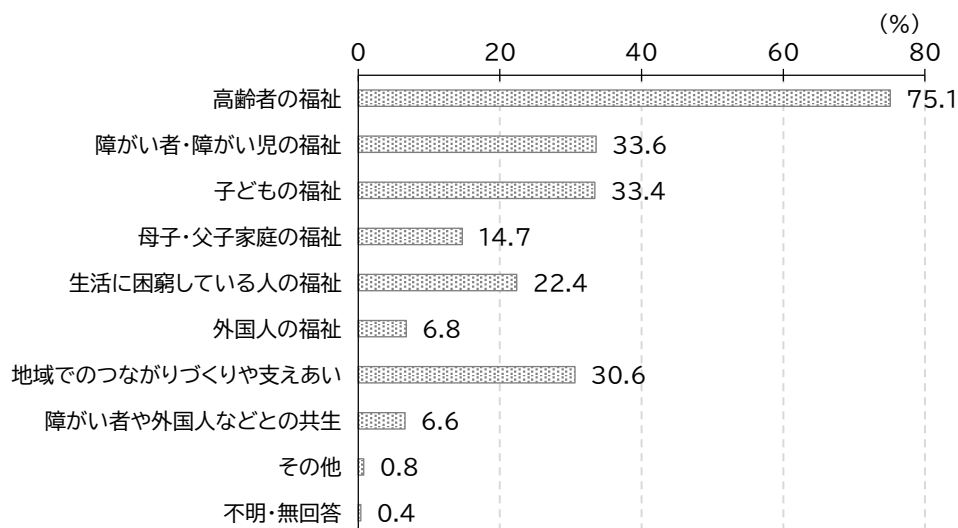
問7 あなたの健康状態は。



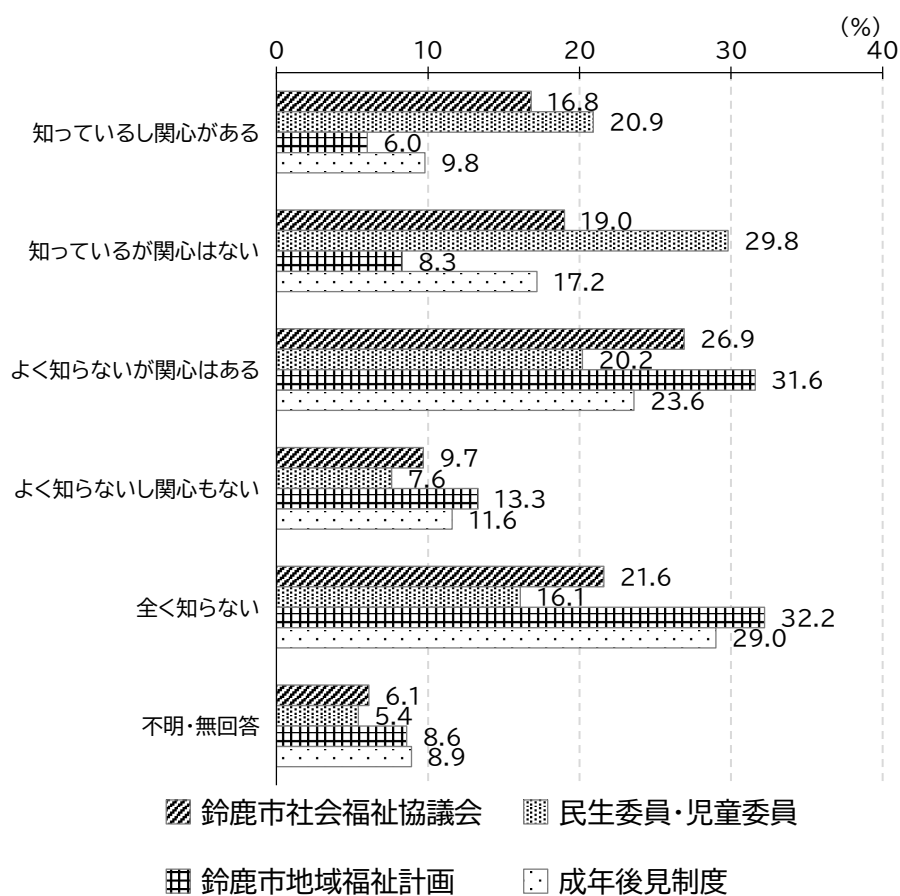
問8 あなたは「福祉」に関心がありますか。



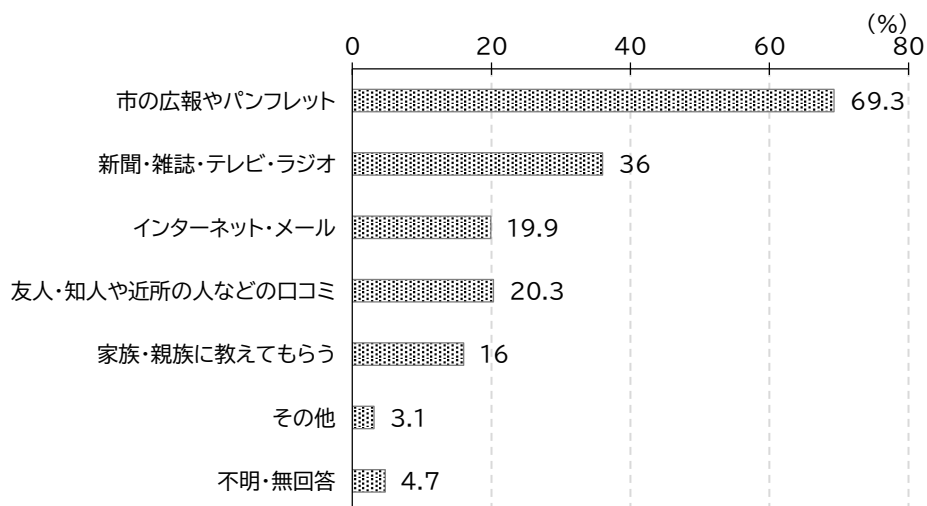
問9 福祉に関心が「ある」方は、どのようなテーマに関心がありますか。(複数回答)



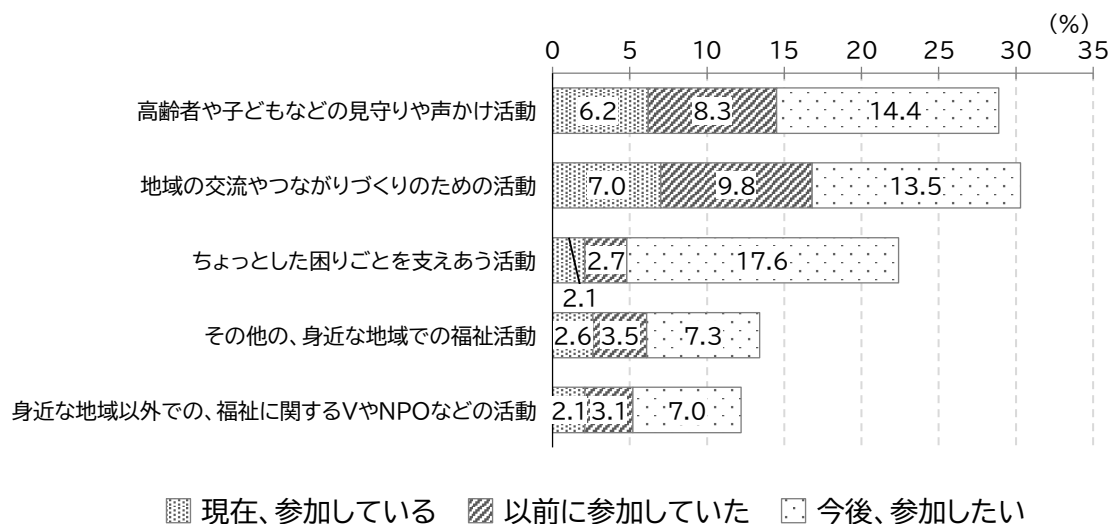
問10 あなたは地域福祉の推進に関係している次の組織や計画等を知っていますか。



問11 あなたは、福祉に関する情報を、主にどのような方法で得ていますか。(複数回答)



問12 あなたは、身近な地域の福祉に関する活動などで、現在、参加しているもの、以前に参加していたものや、今後、参加したいと思うものがありますか。(複数回答)

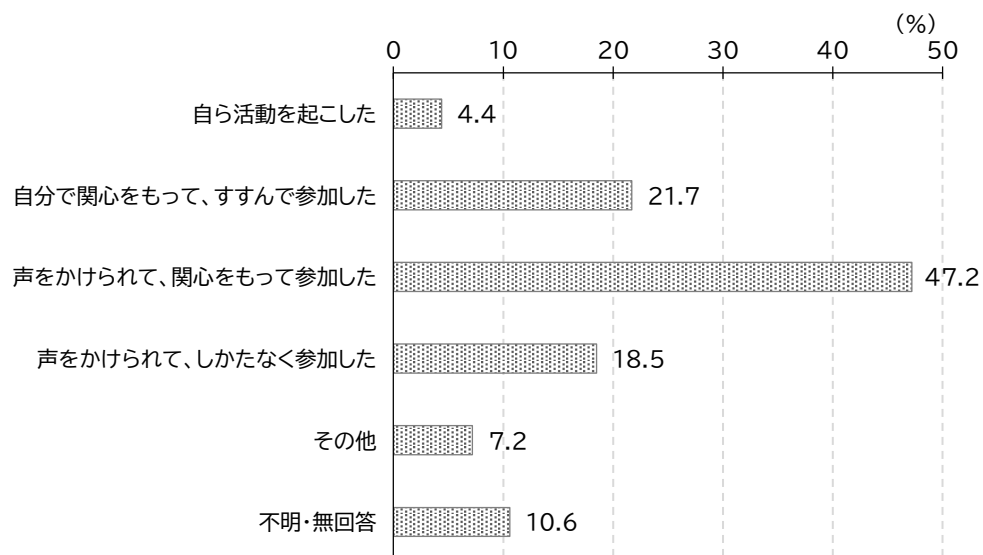


(※) グラフ項目以外に、「現在、参加している」は「特になし」18.7%、「不明・無回答」64.3%

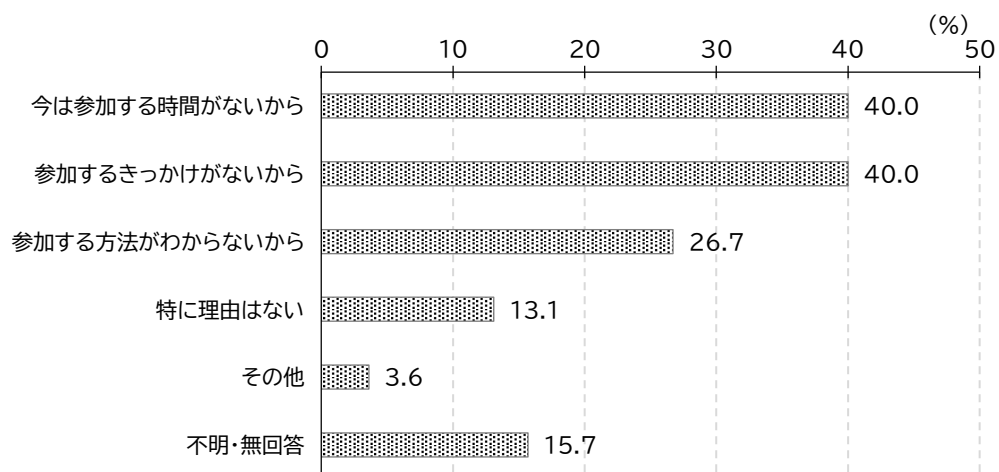
(※) グラフ項目以外に、「以前に参加していた」は「特になし」18.7%、「不明・無回答」64.3%

(※) グラフ項目以外に、「今後、参加したい」は「特になし」21.4%、「不明・無回答」51.8%

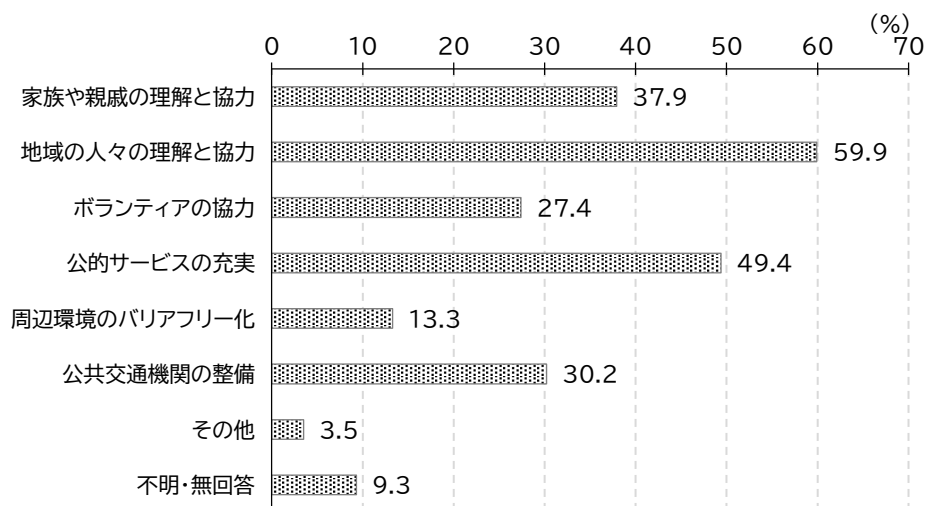
問13 最初に参加したきっかけは、どのようなことでしたか。(複数回答)
【活動に「現在、参加している」、「以前に参加していた」人のみ回答】



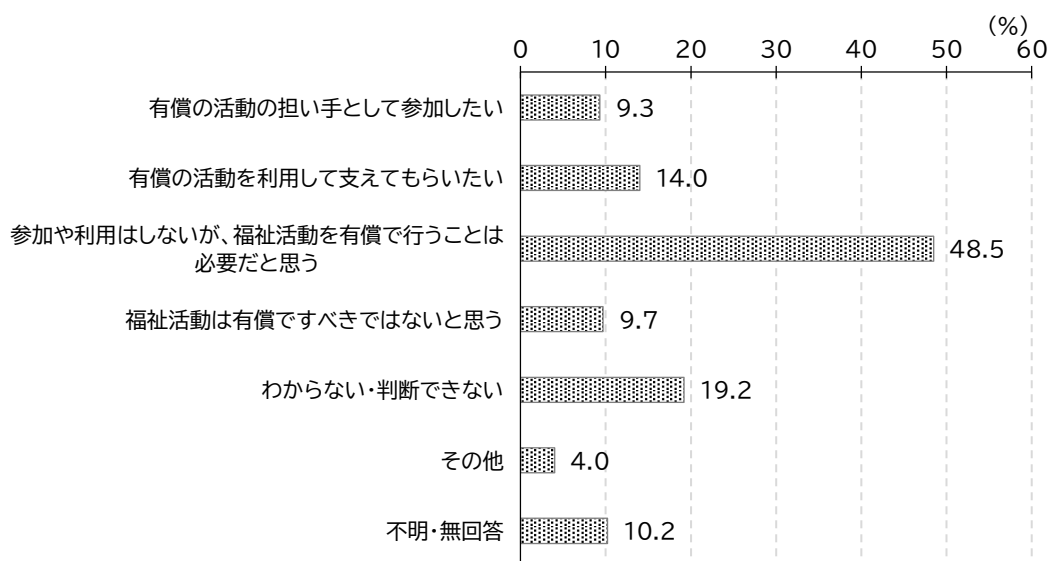
問14 これまで参加していないのは、なぜですか。(複数回答)
【活動に「今後、参加したい」人のみ回答】



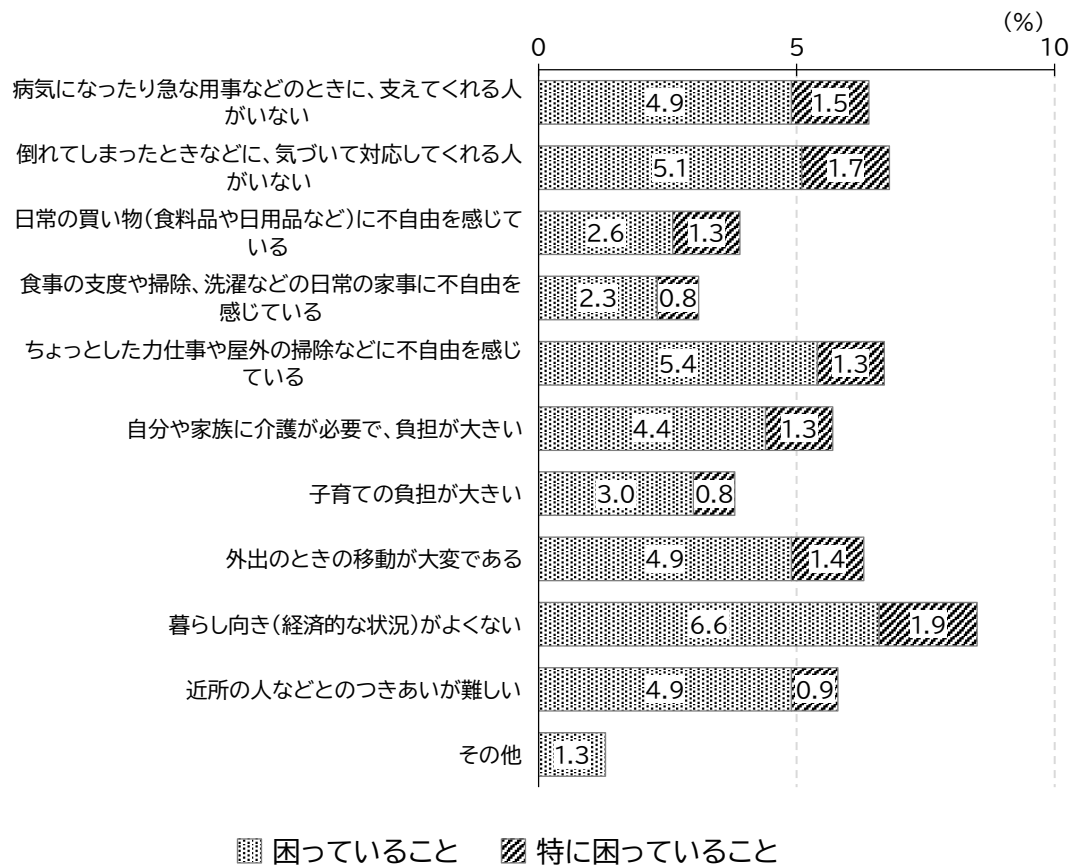
問15 あなたは、地域から孤立している人が社会参加(地域の行事、地域活動等への参加)していくためには、どのようなことが必要と考えますか。(複数回答)



問16 あなたは、日常的な支えあいなどの福祉活動を有償(1時間800円程度)で行うことについて、どのように思いますか。(複数回答)



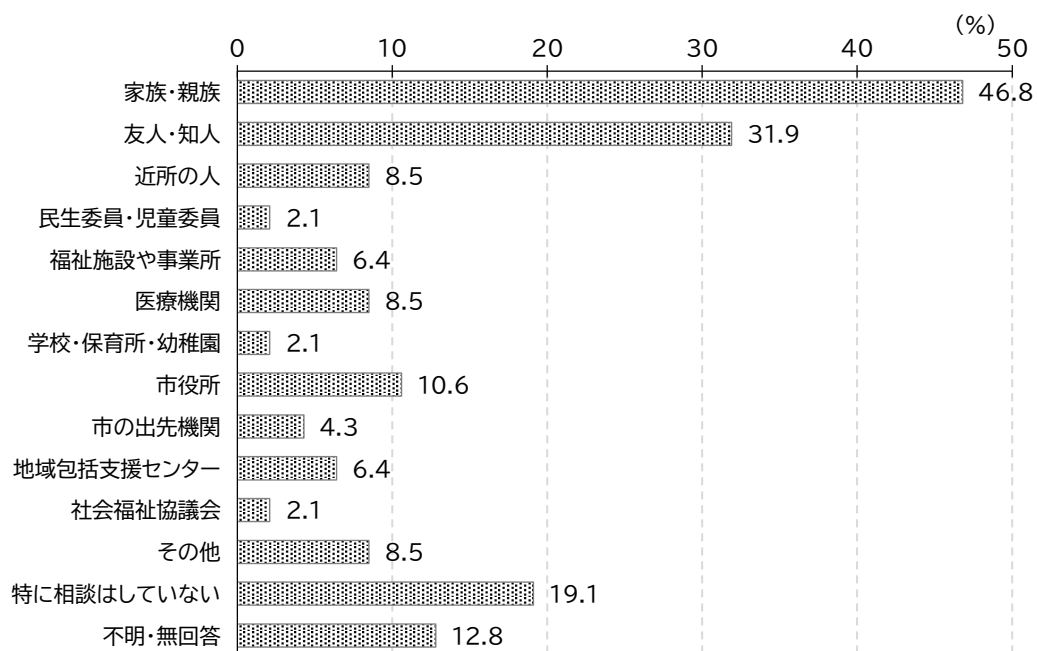
問17 あなたは、日常生活のなかで困っていることなどがありますか。(複数回答)



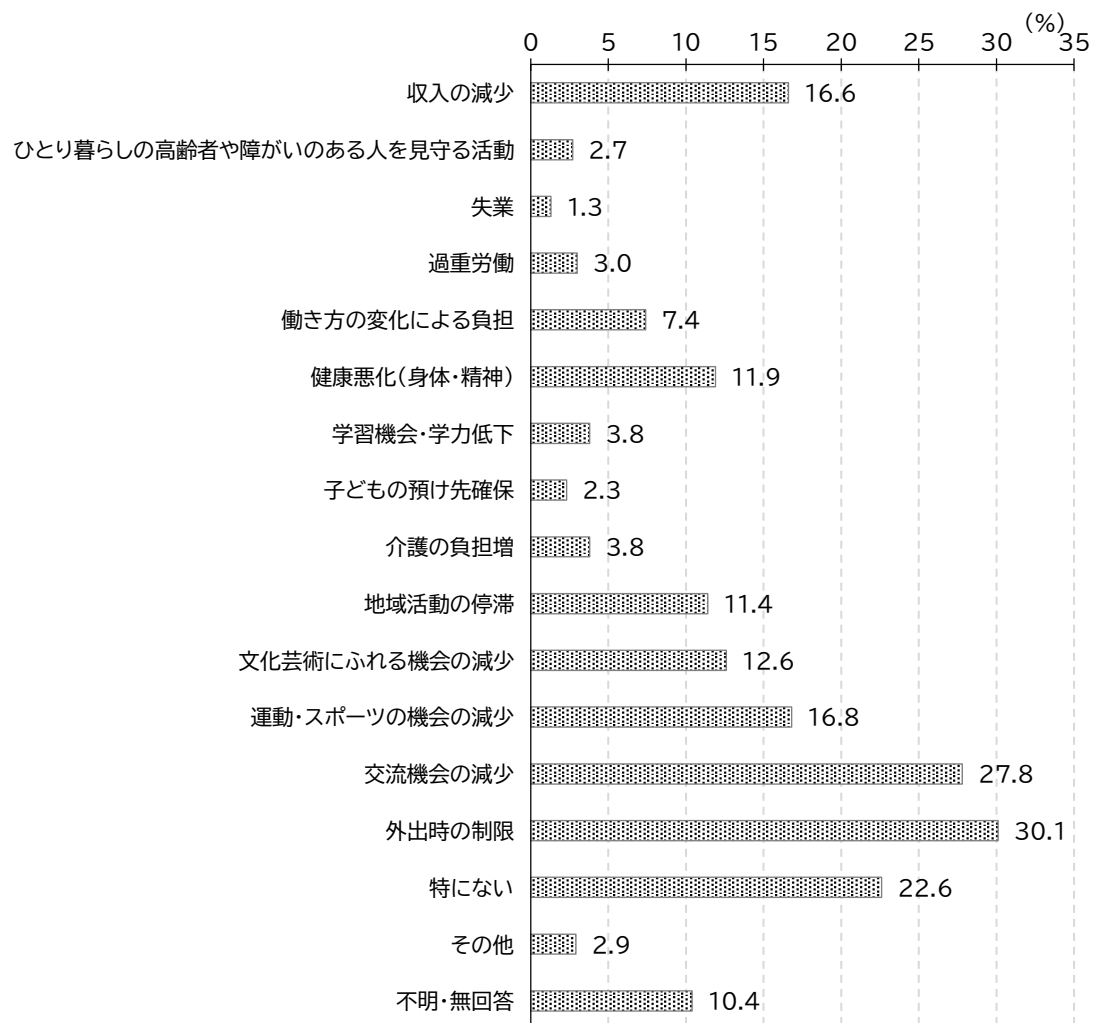
(※)グラフの項目以外に、「困っていること」は「特に困っていることはない」50.6%、「不明・無回答」23.5%

問18 それらについて、どこかに相談したことがありますか。(複数回答)

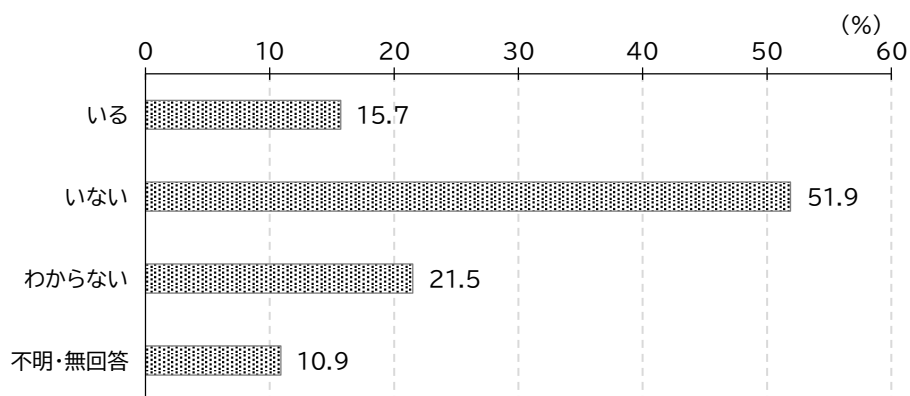
【「困っていること」や「特に困っていること」がある人のみ回答】



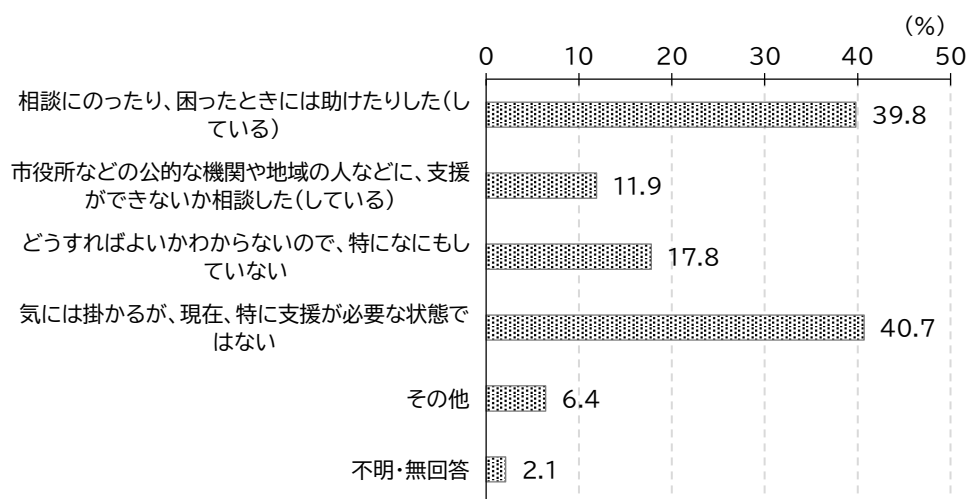
問19 令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活に大きな影響があります。これによって、あなたが困っていることは何ですか。(複数回答)



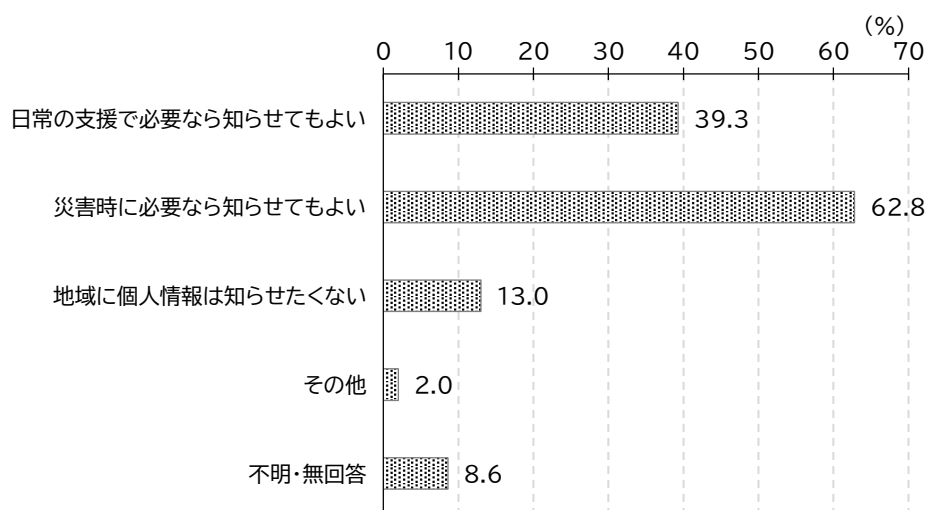
問20 あなたは、家族・親族以外の身近な人で、日常の生活に支援が必要だったり、災害時にひとりでは避難できないなどの理由で「気になる人」がいますか。



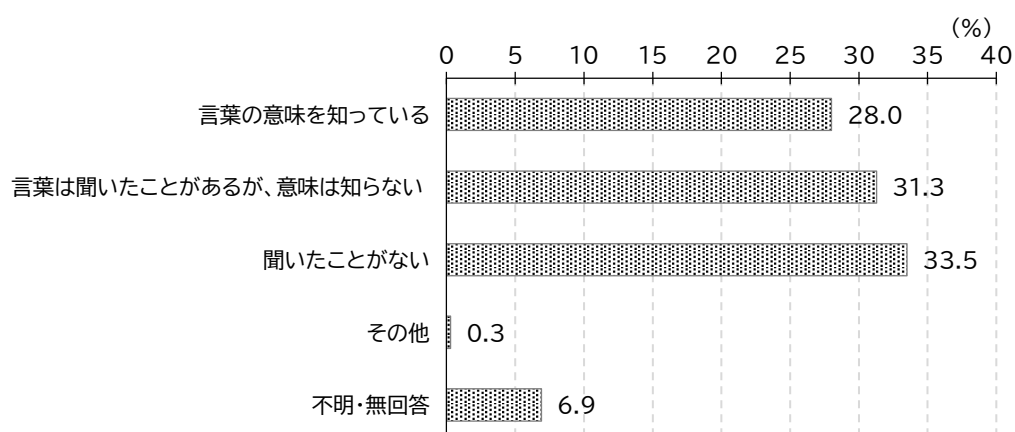
問21 その人を支援するために、なんらかの行動をしましたか。
【「気になる人」がいる人のみ回答】



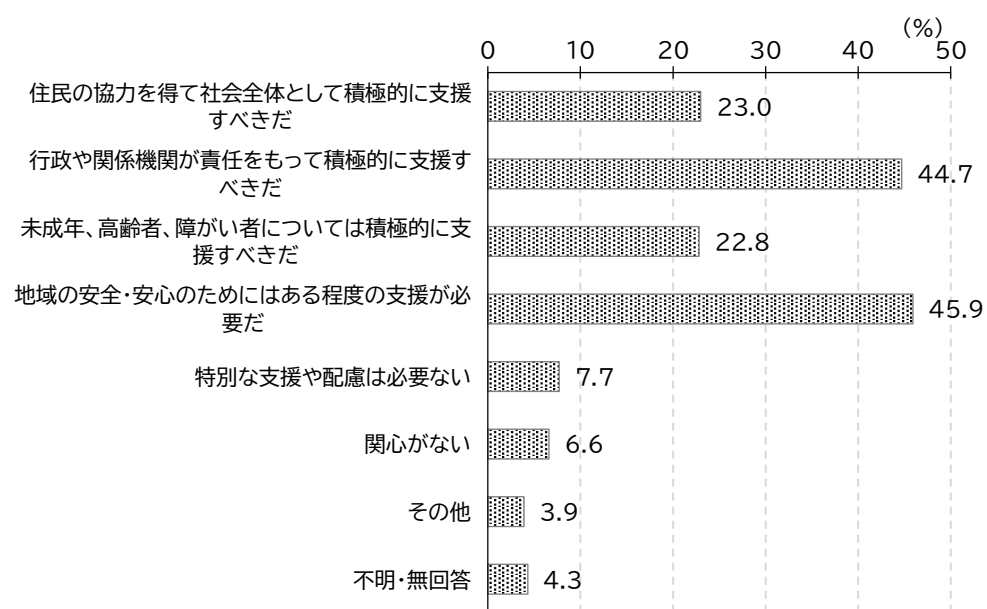
問22 地域での支えあいをすすめるために、家族のお名前・年齢・連絡先、地域で支えてほしいことの有無や内容などの一定の範囲の個人情報を、自治会や自主防災組織などに知らせることについて、どのように思いますか。(複数回答)



問23 あなたは、「保護司」という言葉を聞いたことがありますか。

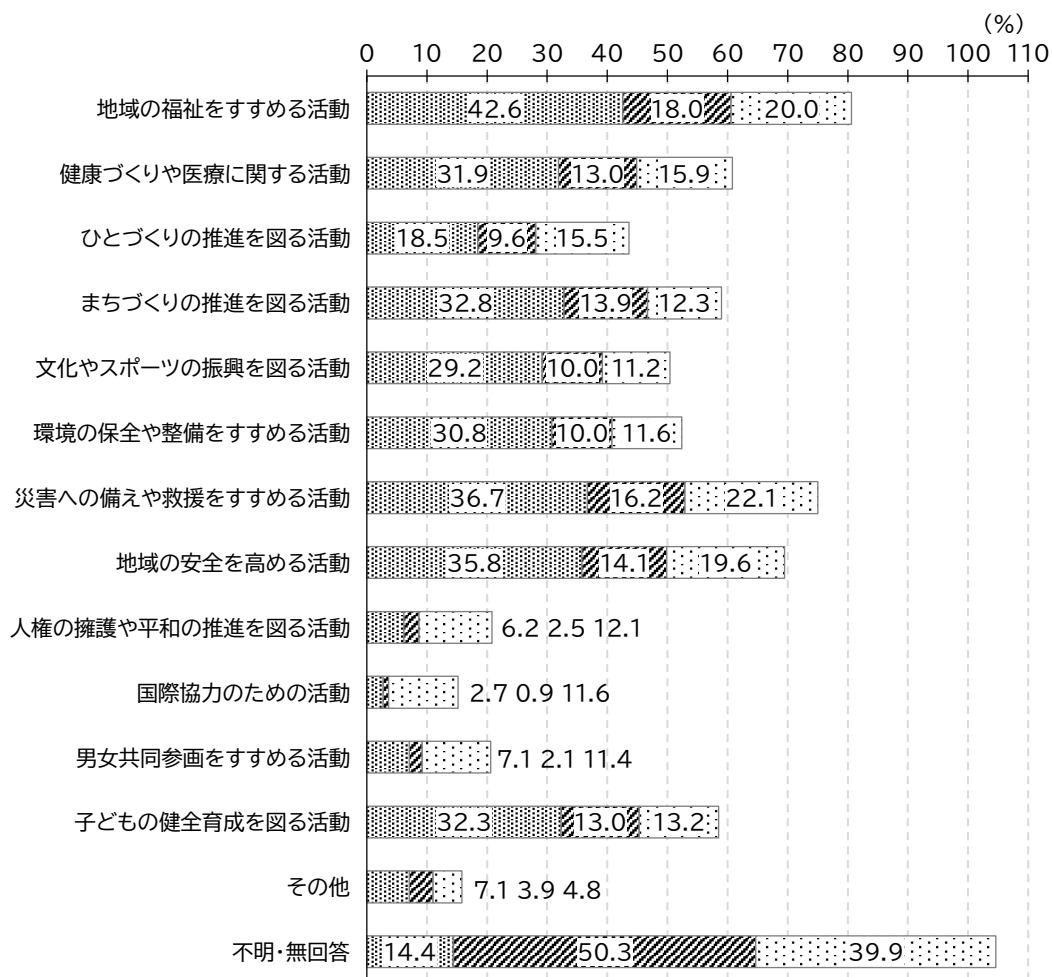


問24 刑務所や少年院を出た人が立ち直り、地域の一員として生活できるように支援することについてあなたの考えに特に近いものを選んでください。(複数回答)



団体アンケートの結果

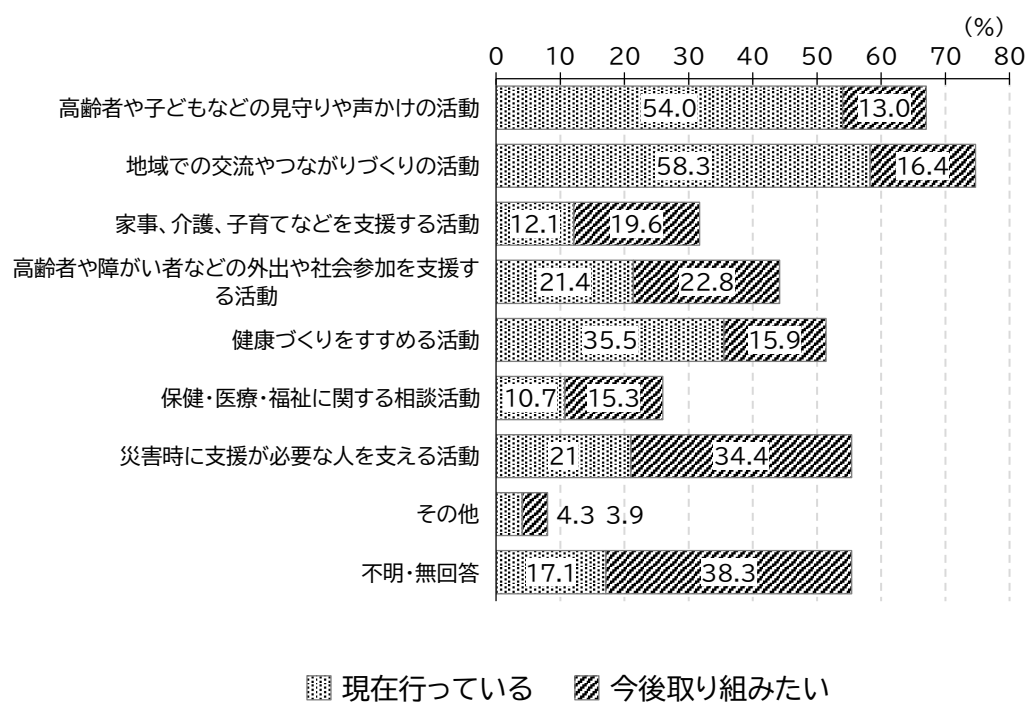
問1 貴団体ではどのような活動をされていますか。また、特に力を入れている活動や、今後、新たに取り組みたい活動がありますか。(複数回答)



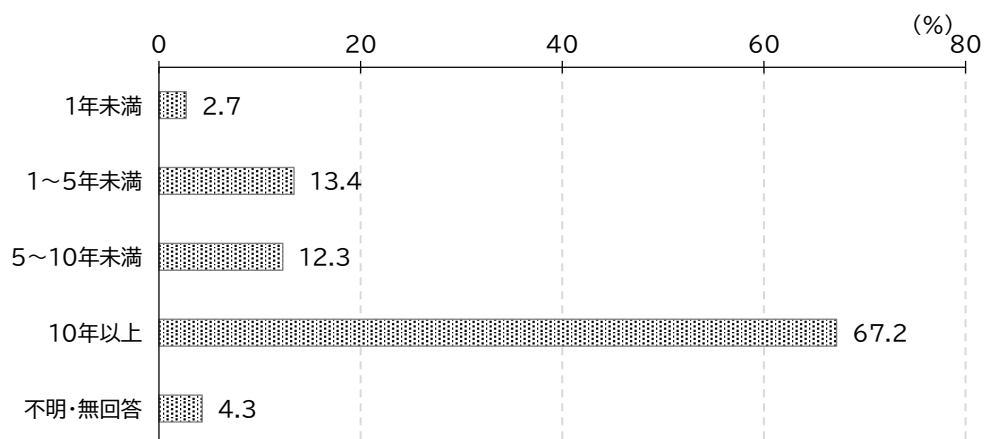
■ 現在行っている活動 ■ 力を入れている活動 ■ 今後取り組みたい活動

問2 貴団体では、地域の福祉や保健・医療に関するつぎのような活動を行っていますか。

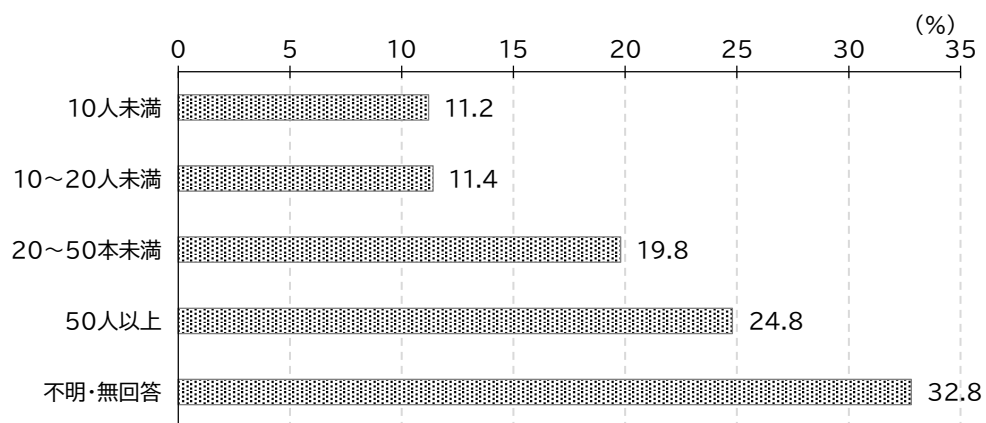
また、今後、新たに取り組みたいと思うものがありますか。(複数回答)



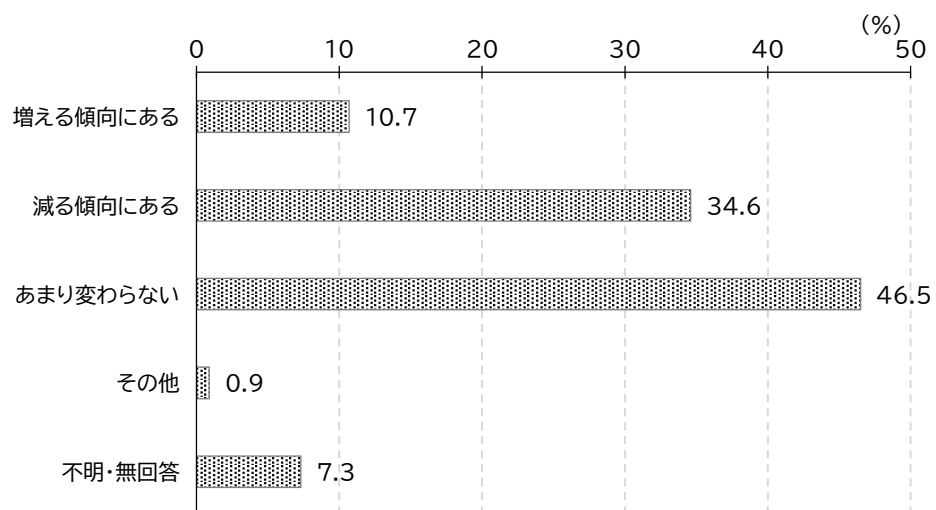
問3 貴団体が設立されてからの期間は。



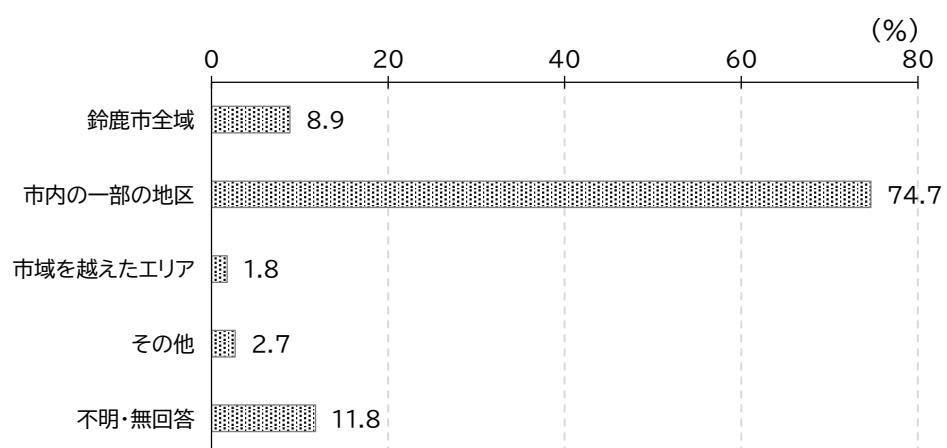
問4 貴団体のメンバーは何人ぐらいですか。



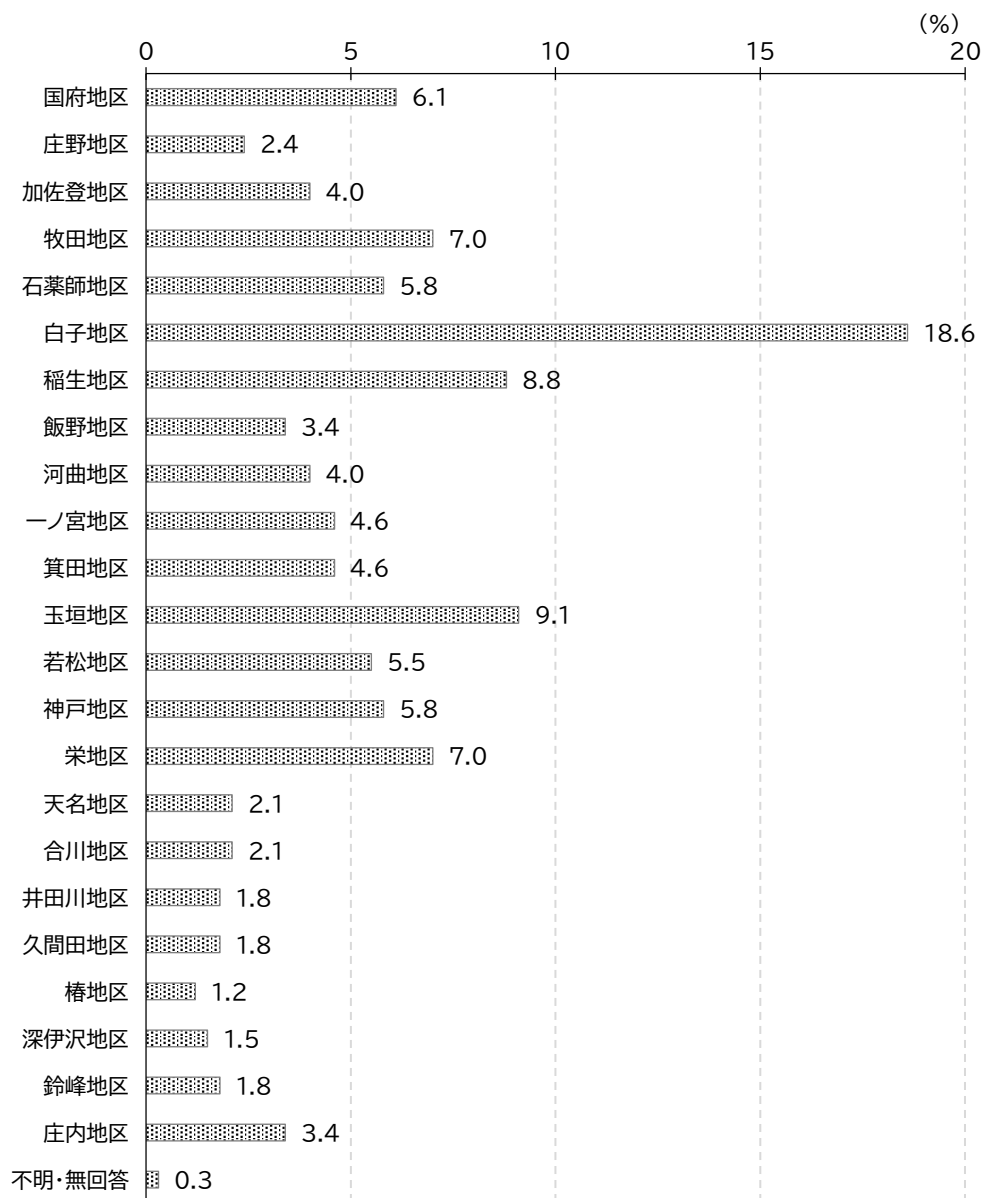
問5 貴団体のメンバーは、増える傾向にありますか、減る傾向にありますか。



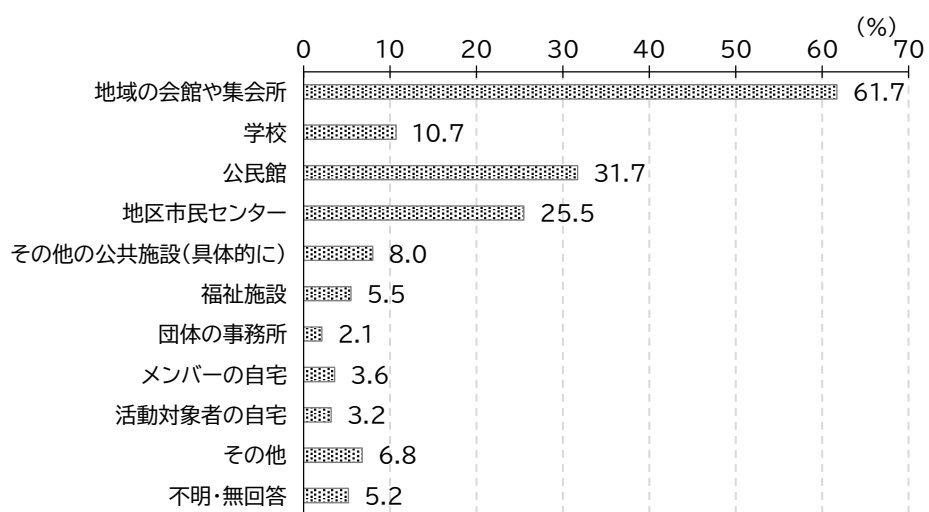
問6 貴団体は、主にどのエリアで活動していますか。



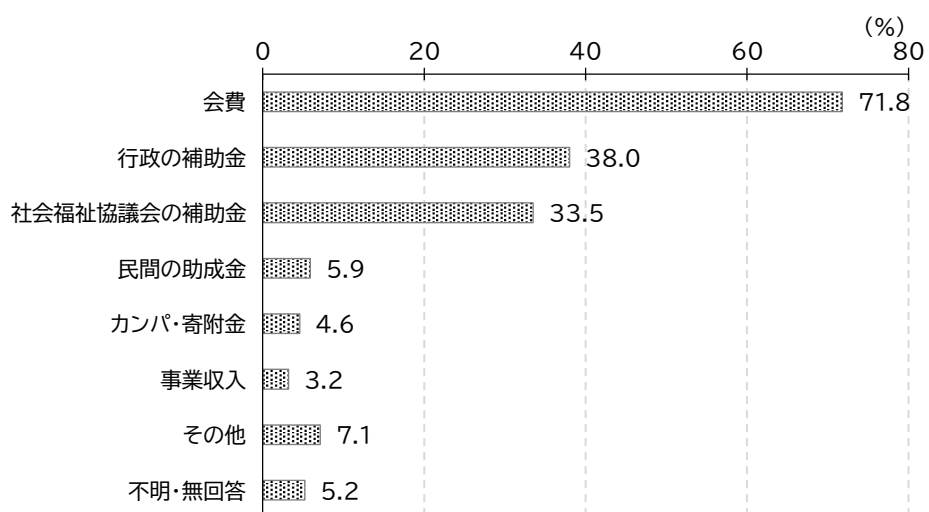
問6-2 「市内の一部の地区」は、主にどの地区ですか。(複数回答)



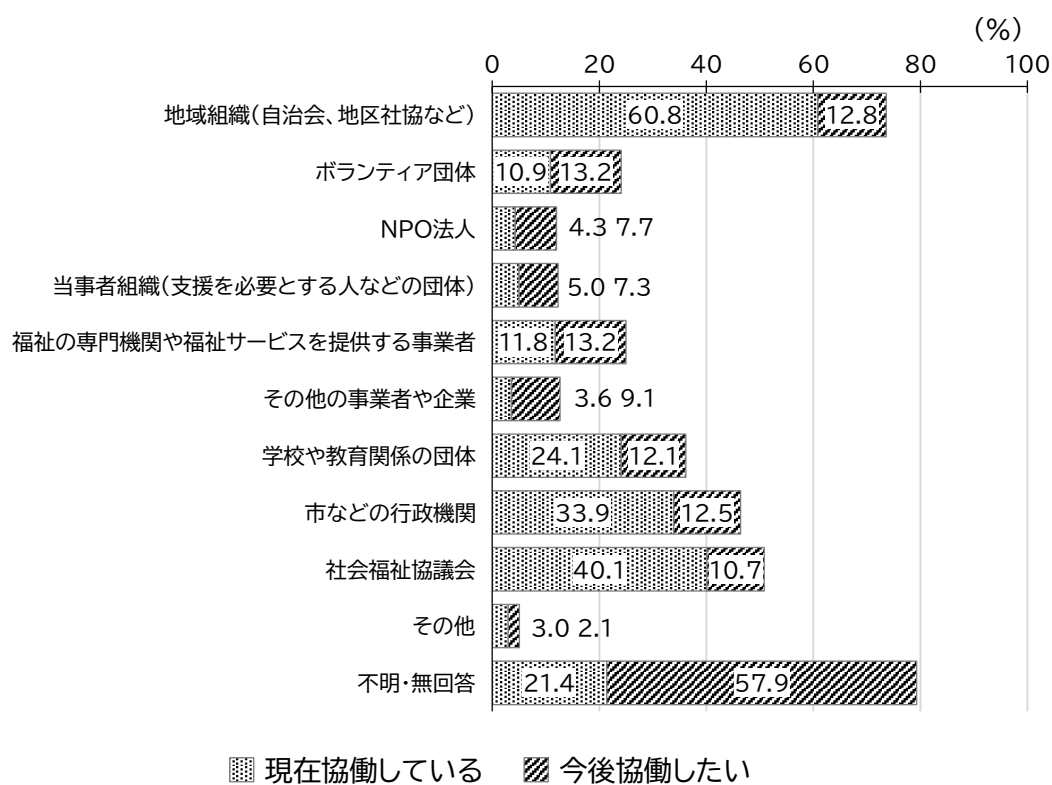
問7 貴団体は、主にどのような場所で活動していますか。(複数回答)



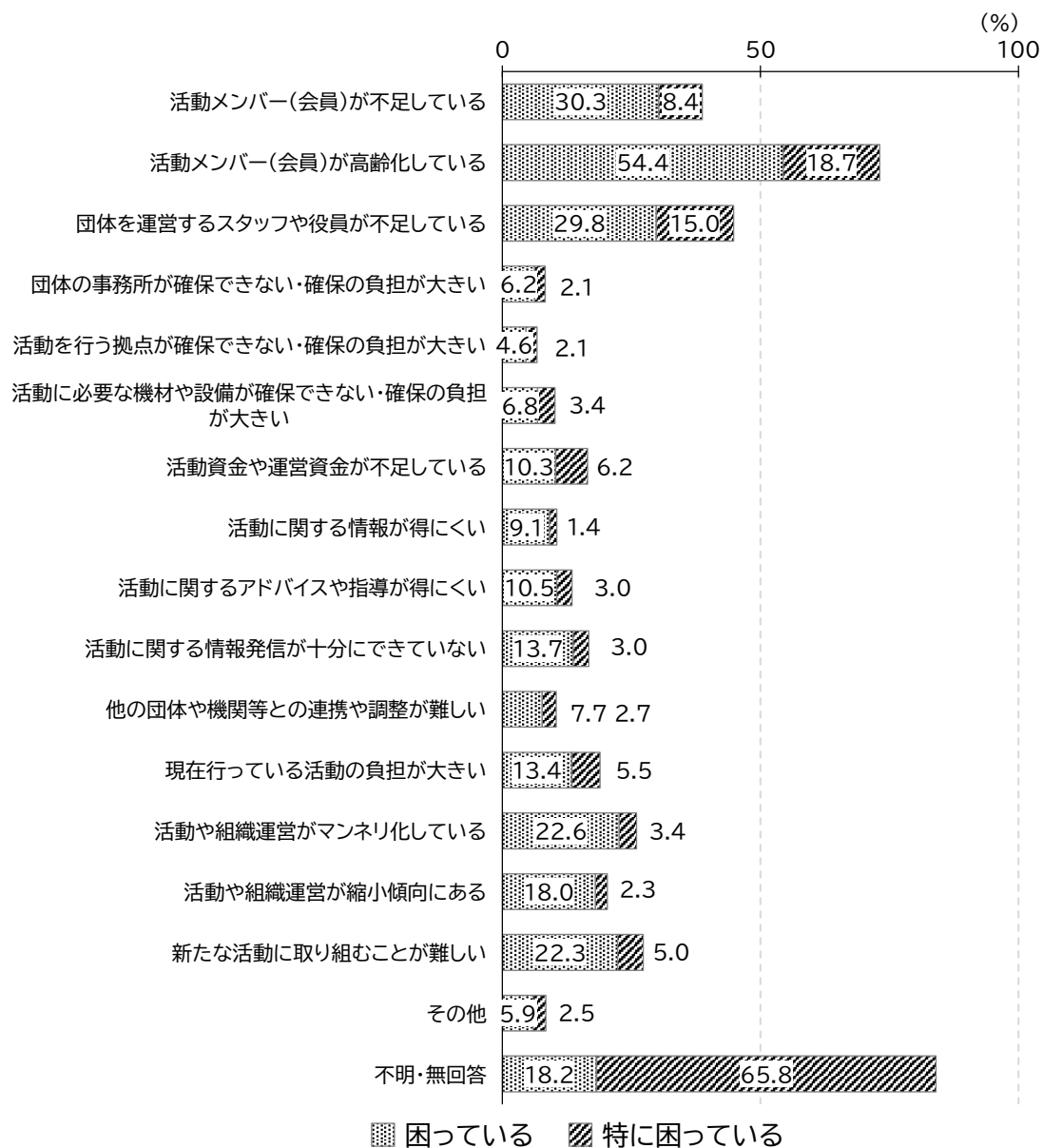
問8 貴団体は、活動や運営に必要な資金をどのように得ていますか。(複数回答)



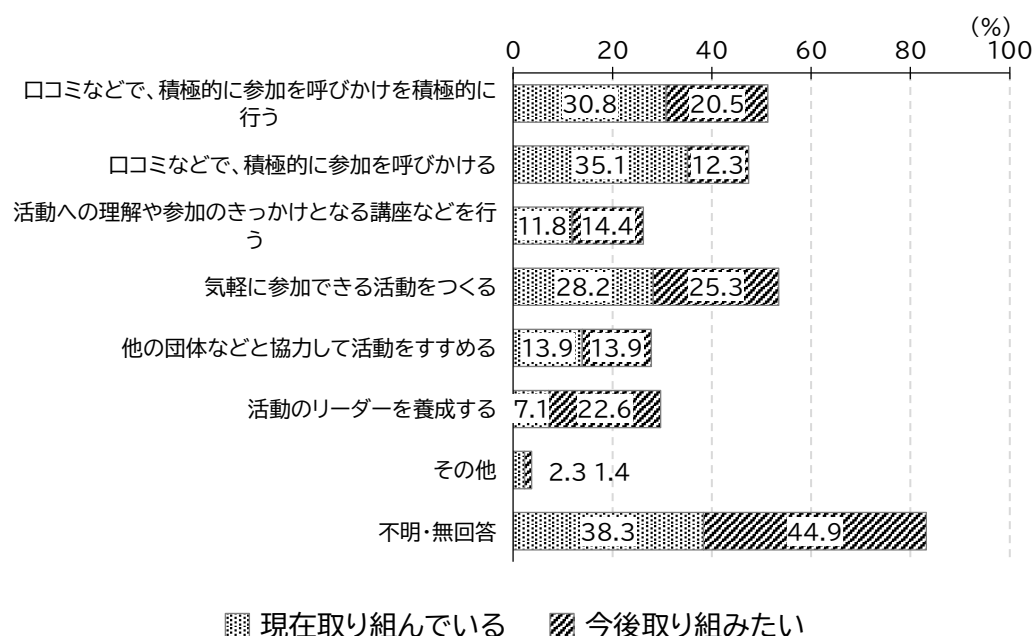
問9 貴団体は、活動を行う上で、現在協働していたり、今後、新たに協働したいと思う団体や機関等がありますか。(複数回答)



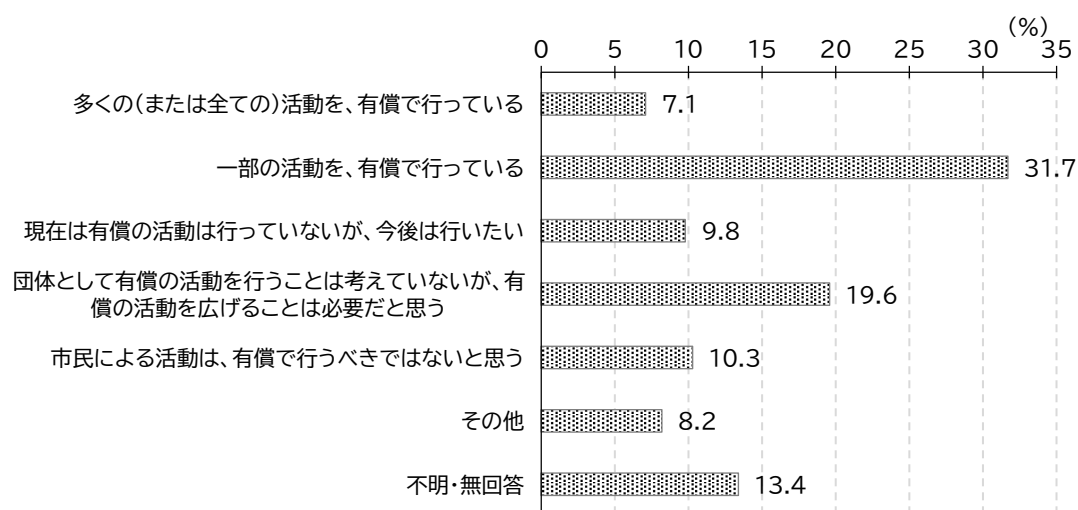
問10 貴団体では、活動や組織運営で困っていることがありますか。(複数回答)



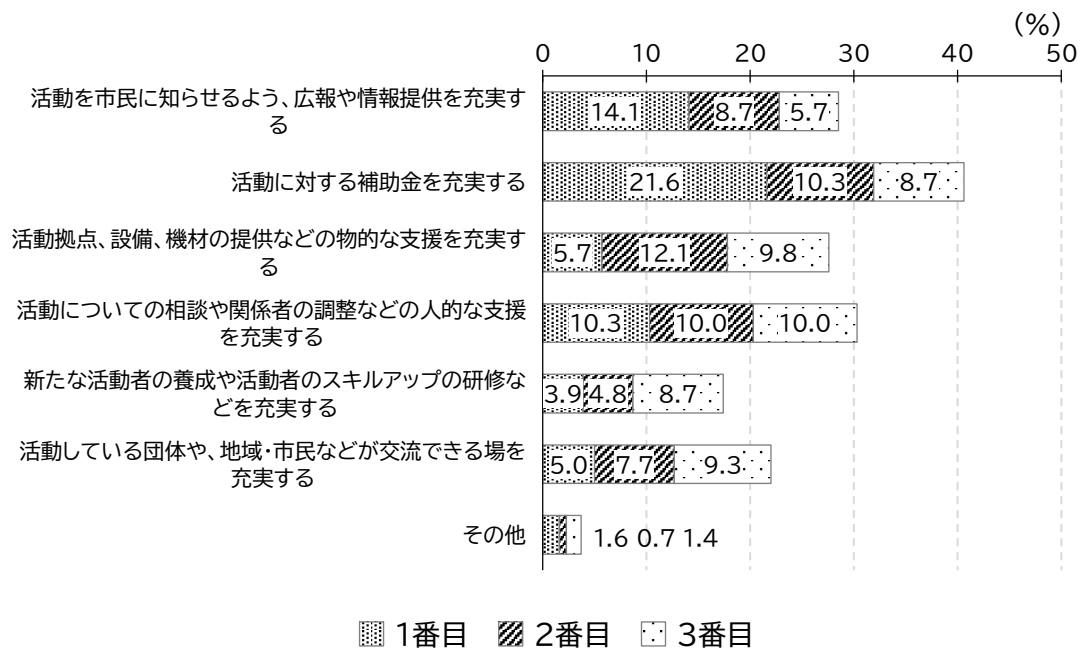
問11 貴団体では、活動の担い手を増やすために取り組んでいることや、今後取り組みたいと思うことがありますか。(複数回答)



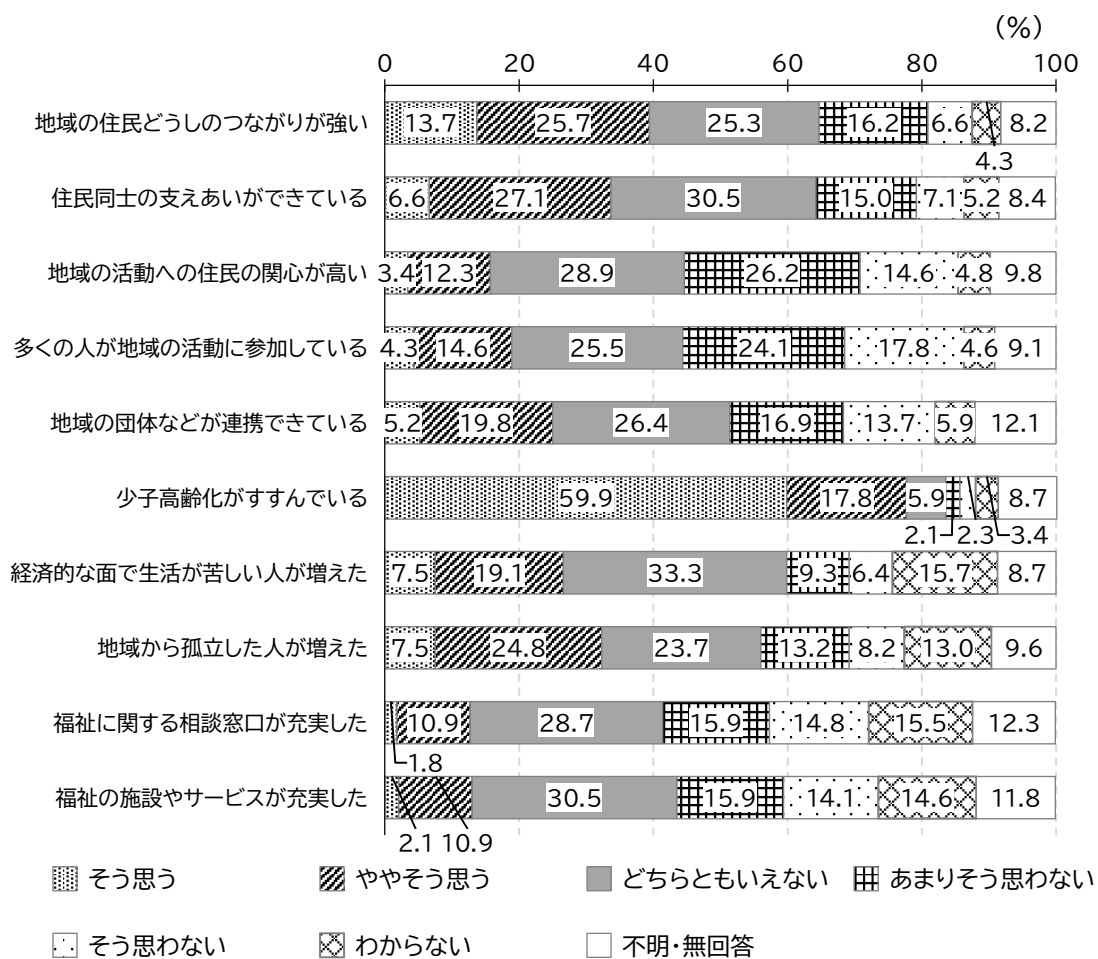
問12 貴団体では、活動した人に一定の報酬や謝礼などを支払う「有償活動」を行っていますか。また、今後はどのようにお考えですか。



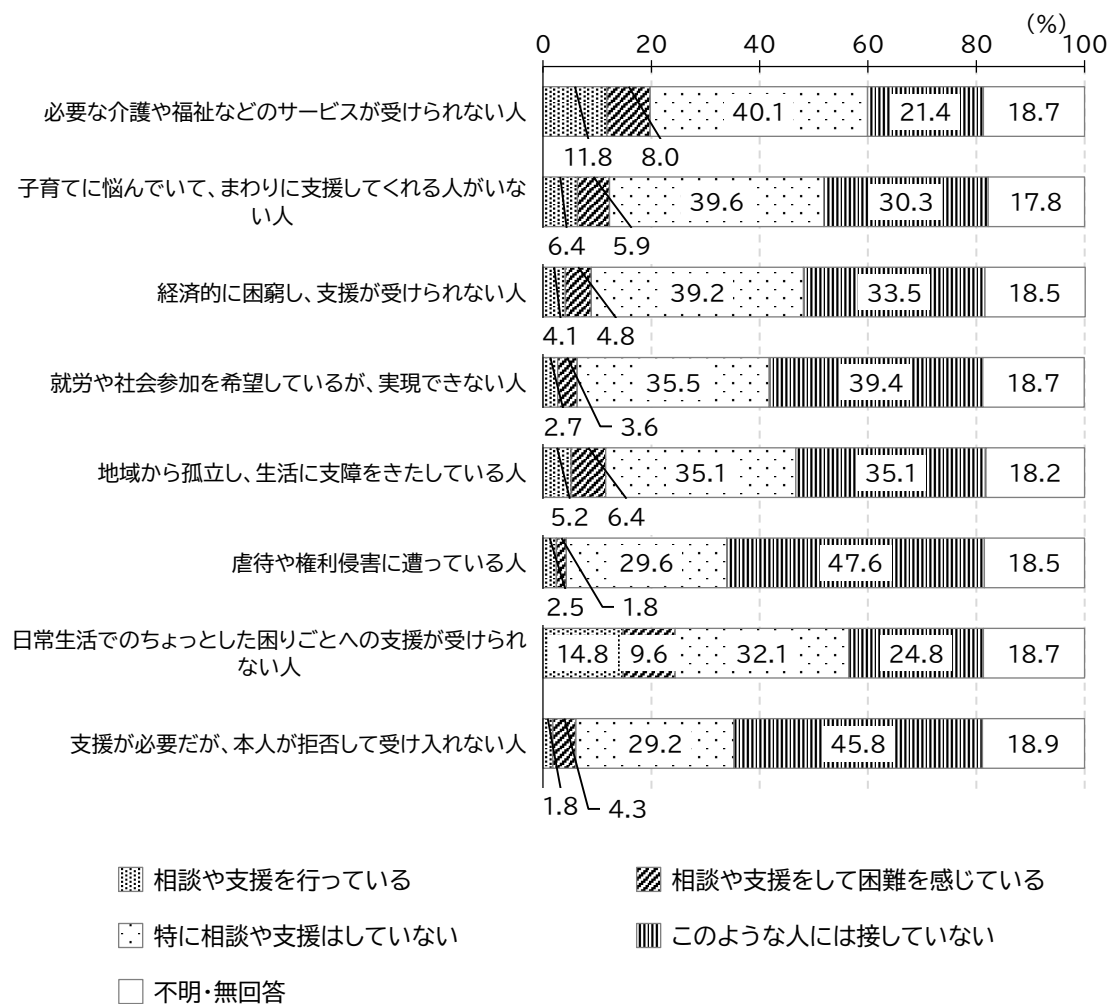
問13 活動や組織運営を充実するための支援として、市などの公的な機関にはどのようなことを行ってほしいと思いますか。



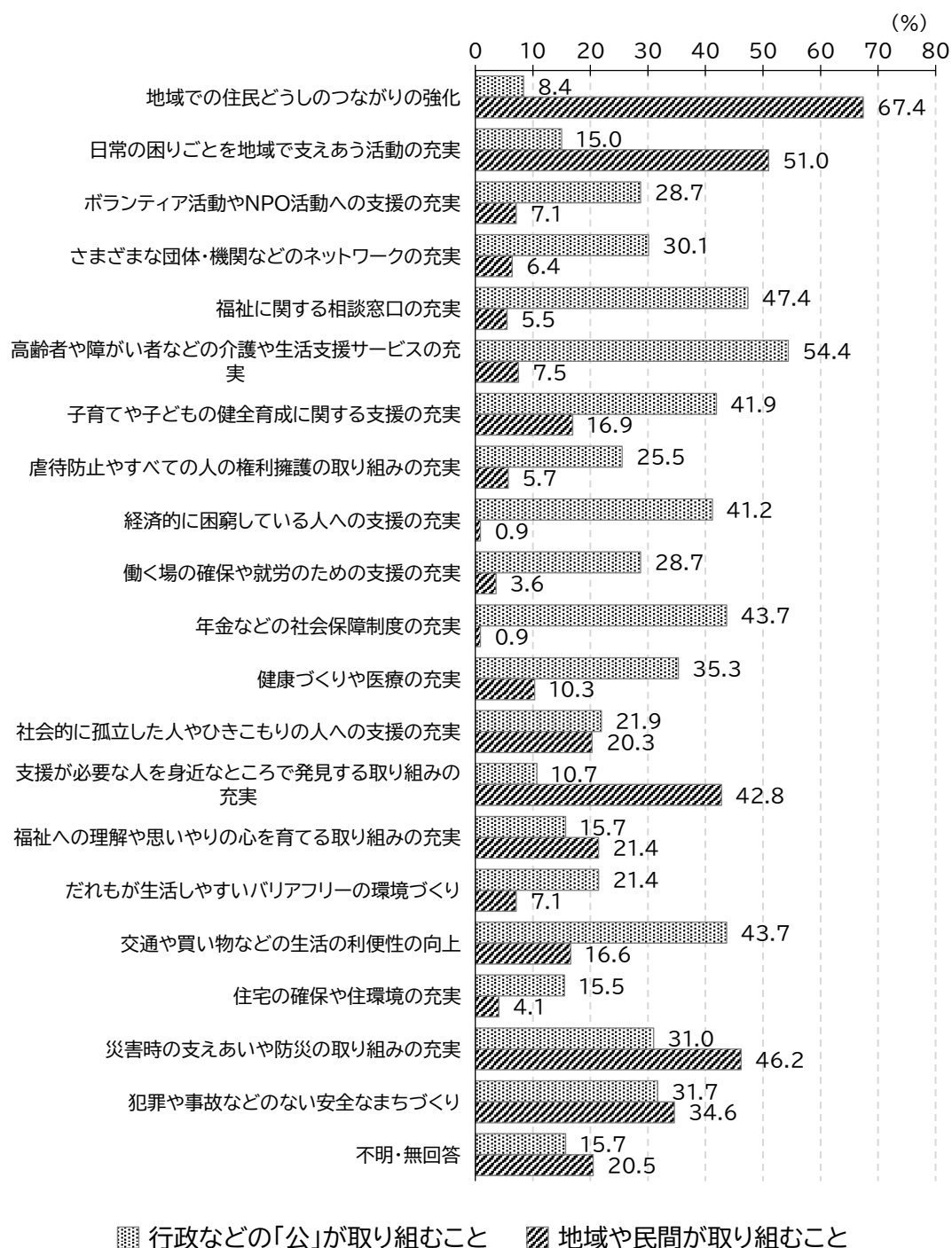
問14 貴団体が活動しているエリアの状況について、どのように感じていますか。



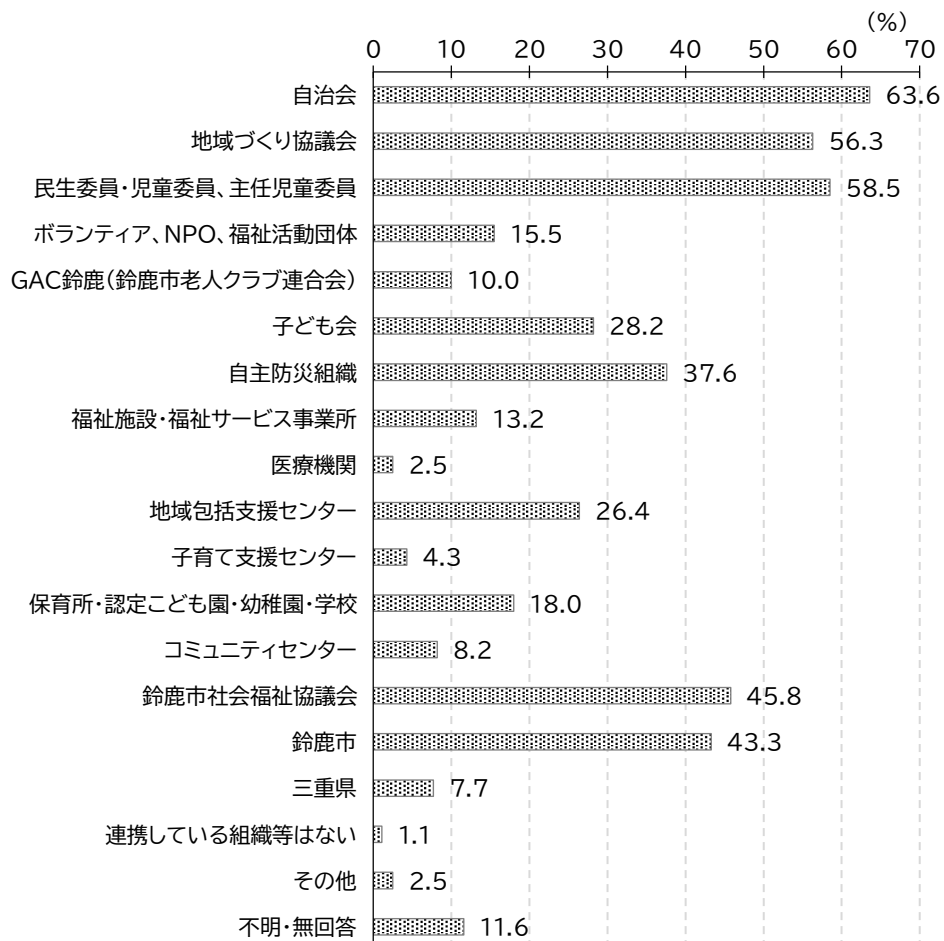
問15 貴団体では、次のような人への相談や支援を行っていますか。また、相談や支援を行うなかで困難を感じているものがありますか。



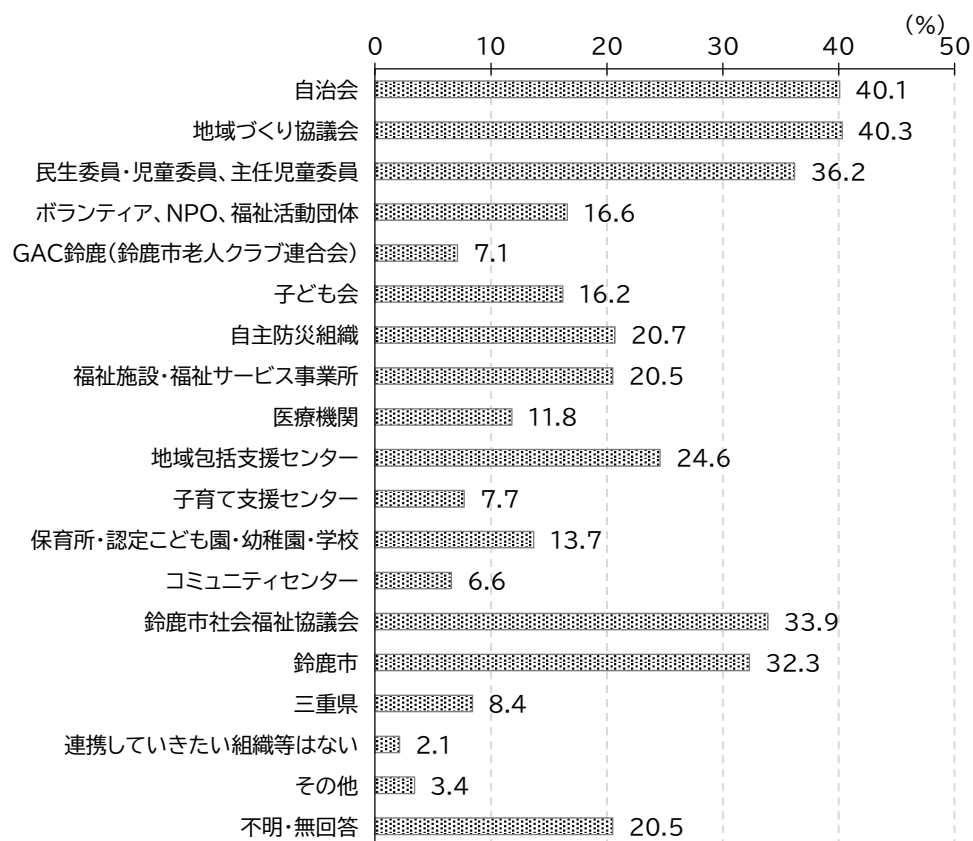
問16 地域の福祉を充実するために、行政などの「公」、地域や民間の団体・事業者などはどのようなことに特に優先的に取り組むべきだと思いますか。(複数回答)



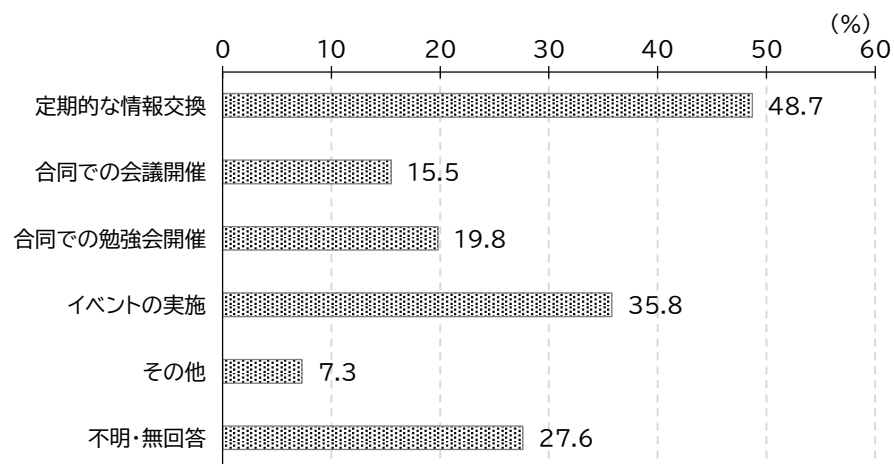
問17 連携がある組織・団体等は次のうちどれですか。(複数回答)



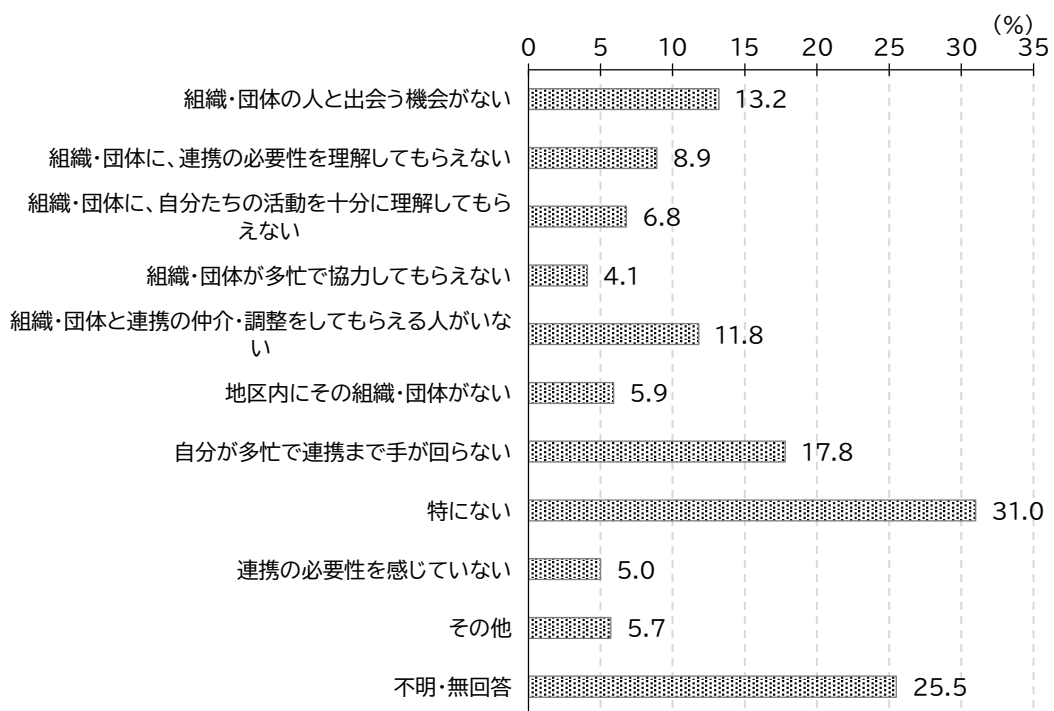
問19 これから連携していきたい組織・団体等は次のうちどれですか。
(複数回答)



問20 組織・団体等との連携によってどのような効果を求めますか。(複数回答)

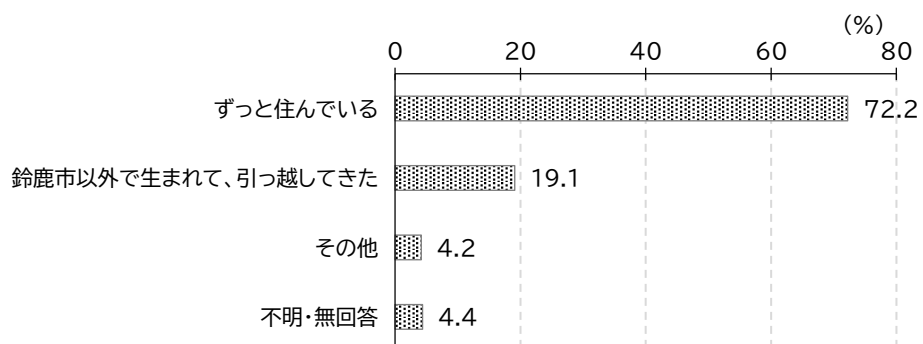


問21 他の組織・団体と連携しようとする上で困っていることはありますか。(複数回答)

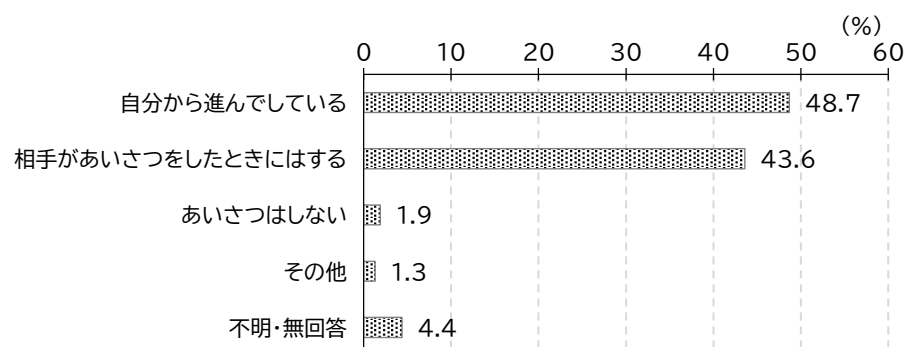


中学生

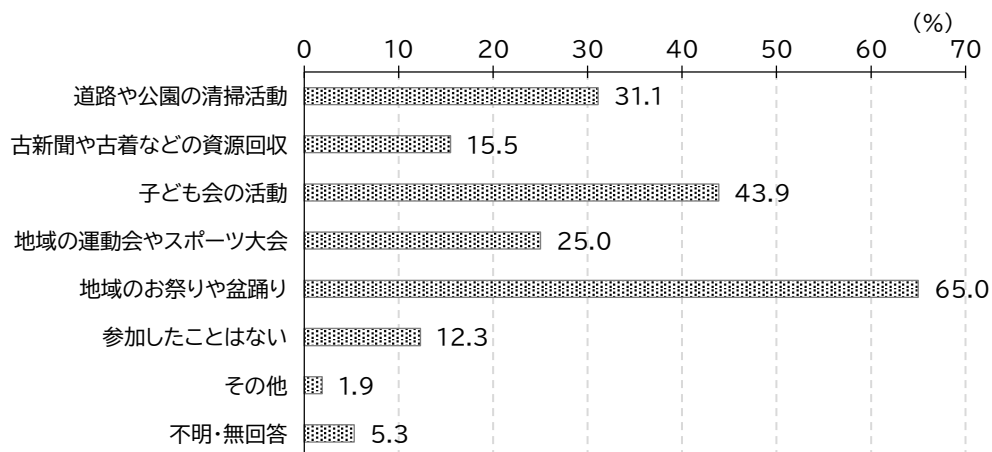
問1 あなたは、生まれてからずっと鈴鹿市に住んでいますか。



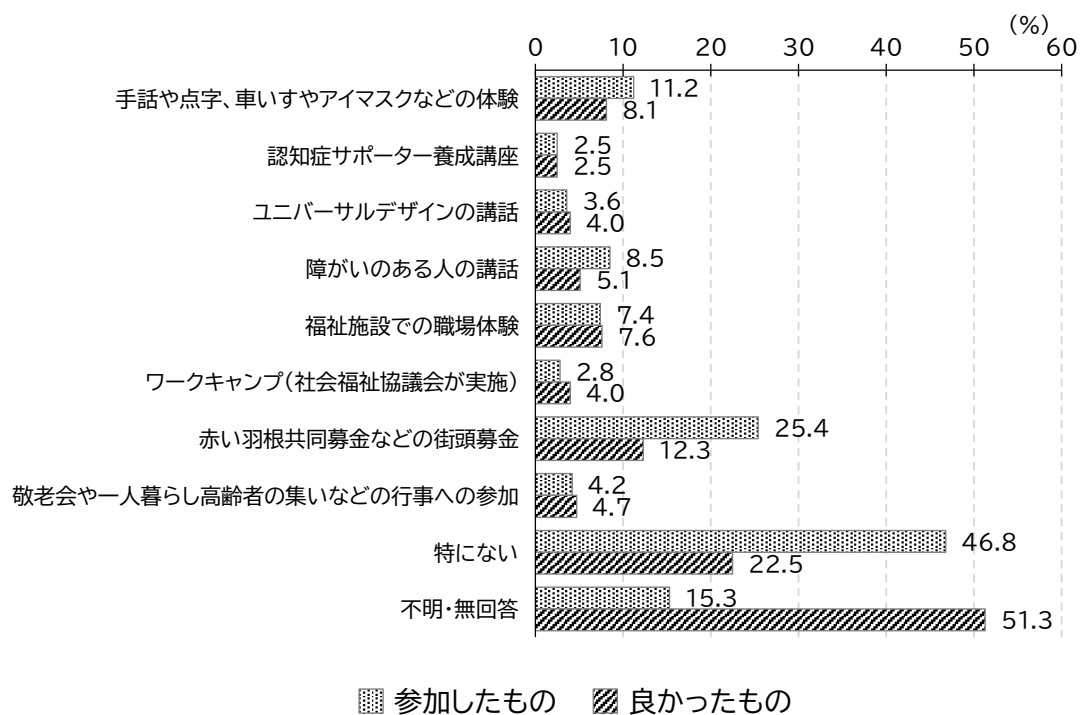
問2 あなたは、近所の人と、あいさつをしていますか。



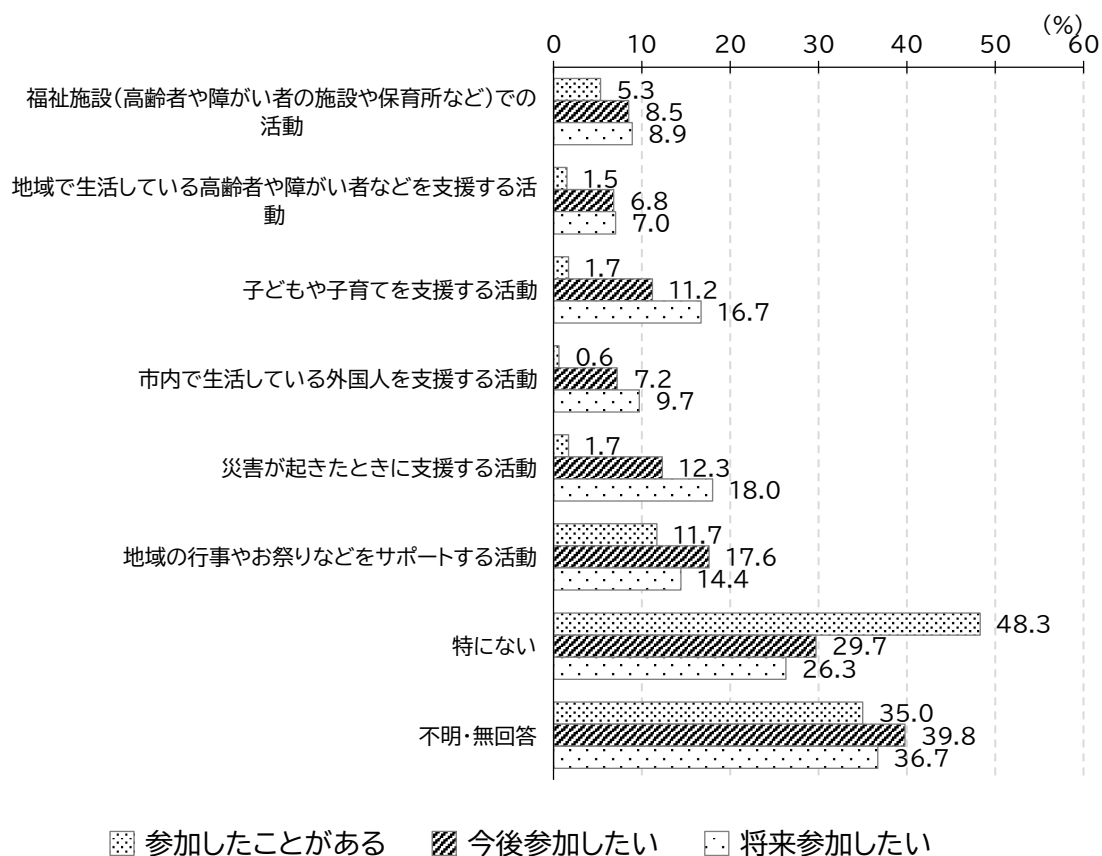
問3 あなたは、これまで地域の行事や活動に参加したことがありますか。(複数回答)



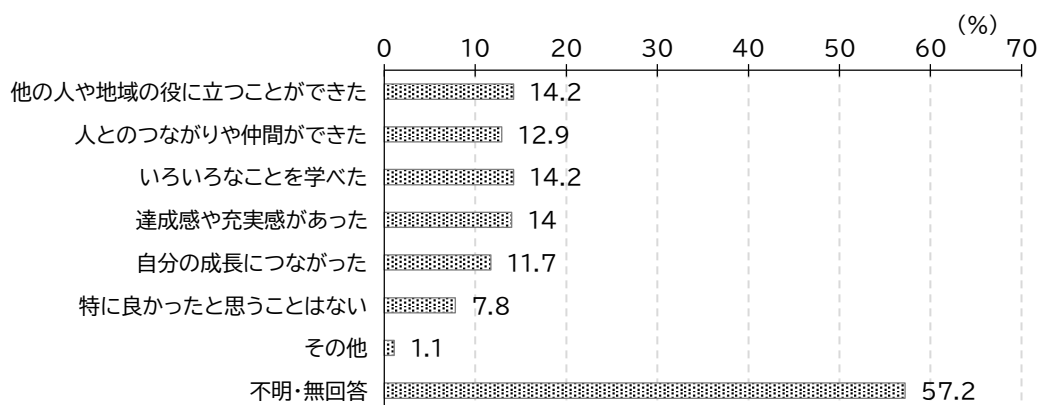
問4 あなたは、これまで学校や地域の福祉教育として、つぎのような活動に参加したことがありますか。また、参加して良かったと思うものがありますか。(複数回答)



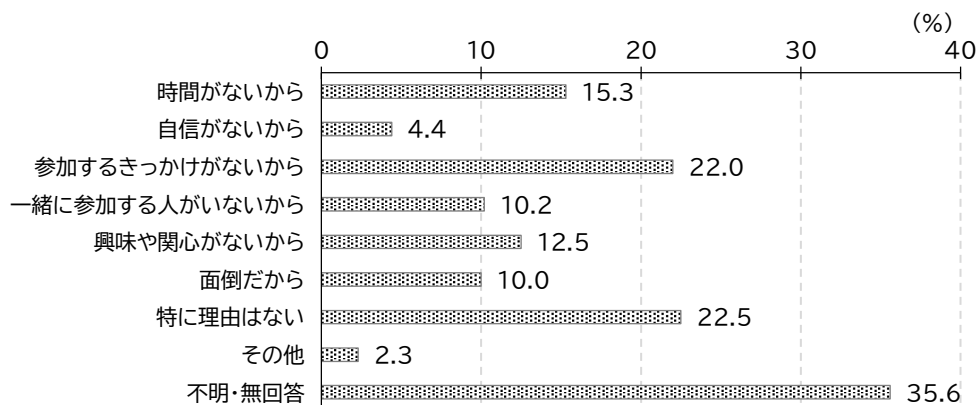
問5 あなたは、これまで福祉教育以外で、つぎのようなボランティア活動に参加したことがありますか。また、今後(中学・高校ぐらいの間)や将来(大人になってから)、参加したいと思いますか。(複数回答)



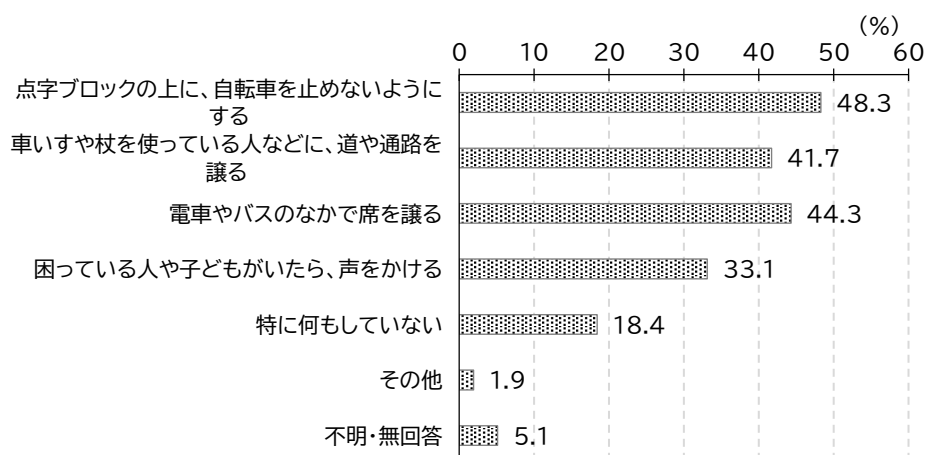
問6 ボランティア活動に参加したことがある人は、参加して良かったと思うことがありますか。(複数回答)



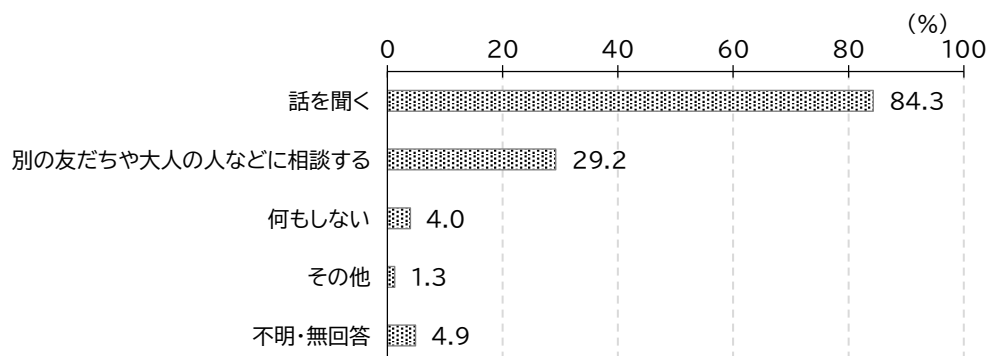
問7 ボランティア活動に参加したことがない人は、どのような理由ですか。(複数回答)



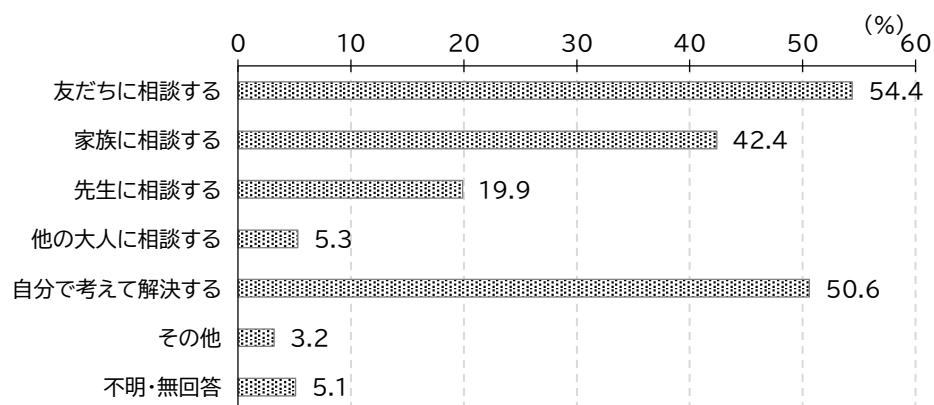
問8 あなたは、まちなかで、つぎのようなことに心がけていますか。(複数回答)



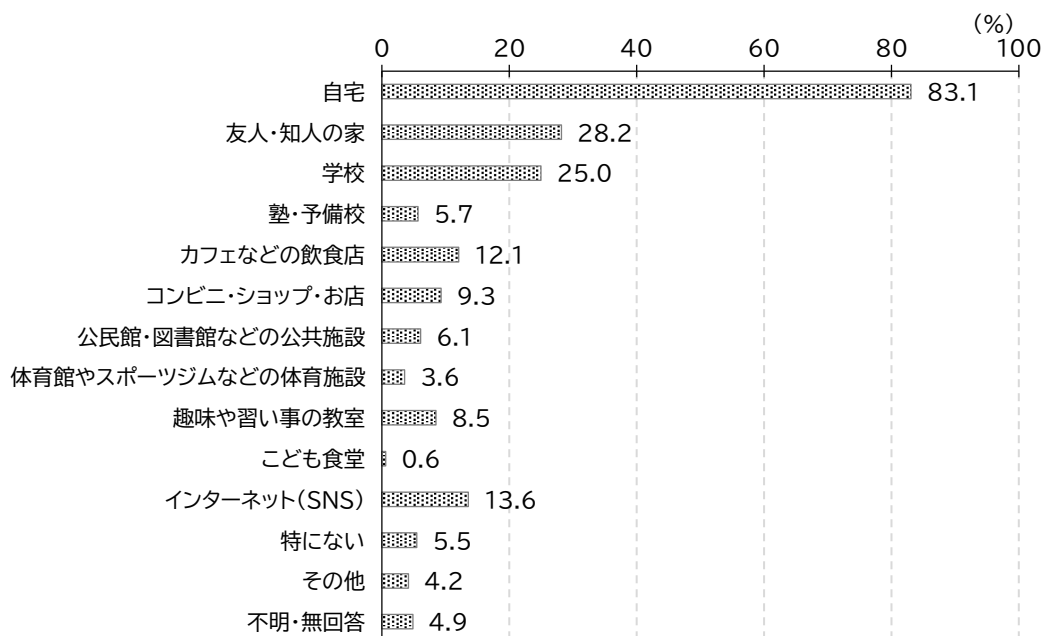
問9 あなたは、友だちが困っていたり、悩んでいたらどうしますか。(複数回答)



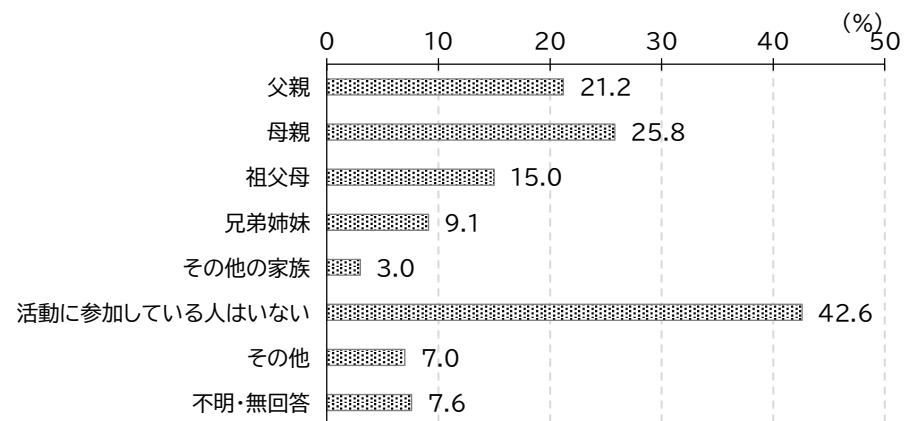
問10 あなたは、自分が困ったときや悩みがあるときは、どうしますか。(複数回答)



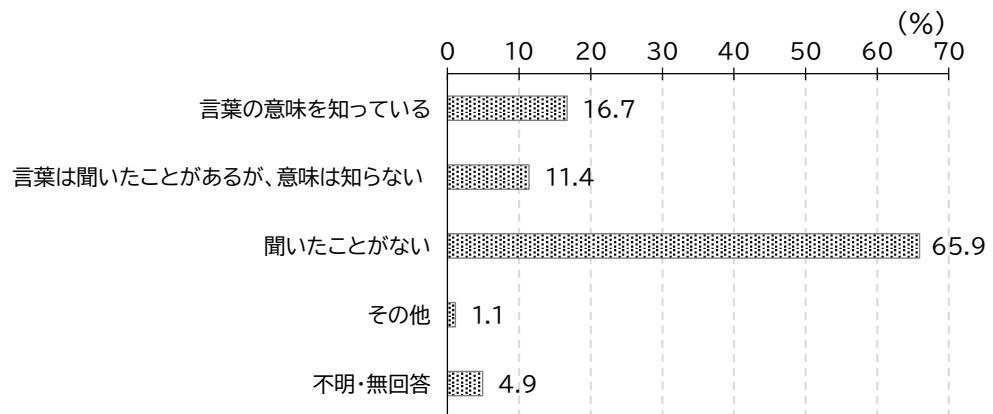
問11 あなたにとって「安心できる」と感じられる場所は、どのようなところですか。(複数回答)



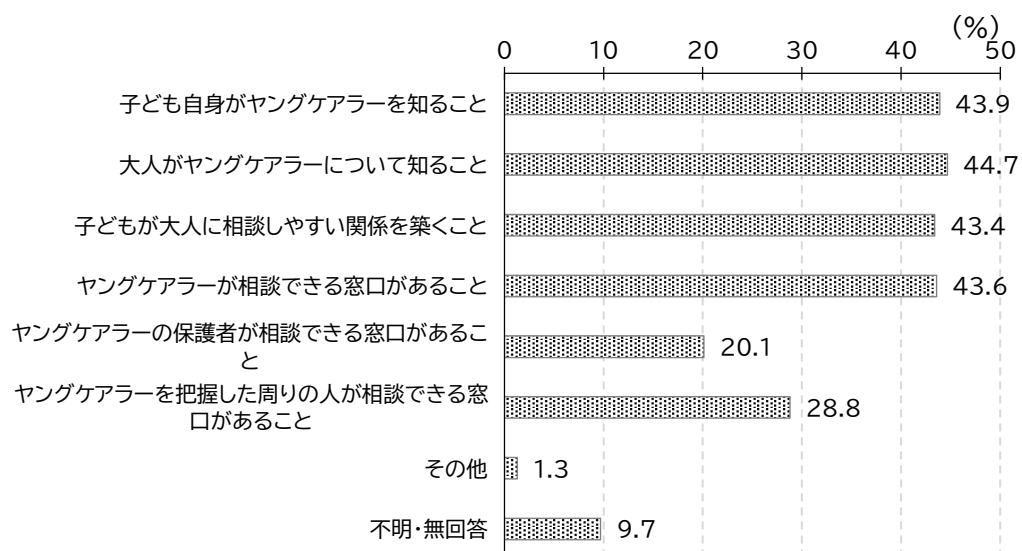
問12 あなたの家族(あなた以外)で、地域の活動やボランティア活動に参加されている方がいますか。(複数回答)



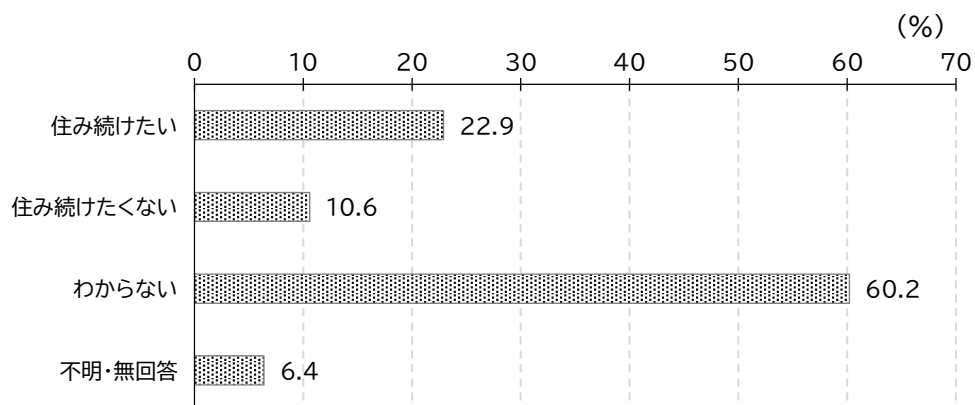
問13 あなたは、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか。



問14 「ヤングケアラー」を支援するためには、どのようなことが必要だと考えますか。(複数回答)



問16 あなたは、大人になっても鈴鹿市に住み続けたいですか。



第3期鈴鹿市地域福祉計画

（発行日） 令和6年3月

（発行） 鈴鹿市

（編集） 健康福祉部 健康福祉政策課

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-9012 FAX 059-382-7607

E-mail kenkofukushiseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL <https://www.city.suzuka.lg.jp>